

對する金融機關の設立を見るに至りしも、地方小農民に至りては未だ其恩恵に浴するを得ず。是を以て政府は農工銀行の補助機關として農業の發達を助け専ら地方小農に對し金融の便を得せしむるの目的を以て明治四十年五月地方金融組合規則を發布せり。

金融組合は一郡又は數郡を以て一區域と爲し、其區域内に住所を有する農民を以て組織せらる。組合の資金は政府より共同資金として各組合に對し一萬圓を下附しなほ必要ある場合には起債を爲し得可く、度支部大臣の認可を経て農工銀行より融通を仰ぎ得るとせり。而して組合の經費に充つるが爲め組合員より毎年金二圓を徴收し、又其利益金は之を共同基本金とするの定めなり。組合の業務は主として農産物を倉庫に保管し之を擔保として貸附を行ふに在り、通常一人に對し五十圓を限度とし十箇月を最長期として融通す。なほ副業として種子、

肥料、農具等農業材料品の分配、貸與、生産品の委託販賣、及共同購買等を營むものとす。

政府は初め各地方稅務官所在地五十箇所に之を設立せしめ、郡衙附屬の倉庫又は民間より借入れたる倉庫を使用せしめたり。四十年六月光州金融組合先づ成り相踵いで各地に設立せらるゝに至り、四十一年末に於て豫定數五十箇所に達し能く其目的に適合し成績良好なるを得。地方農民を利用する所少なからざりしを以て、四十二年度に於て五十箇所を増設し、四十三年度に於て更に三十箇所を新設するとせり。

元來金融組合は貸附資金として各一萬圓を有するも、財政制度の革新に伴ひ従來行はれし税金利用による金融の途絶せしを以て、資金は常に不足勝ちの有様にして組合の増設により之を補ふを得可しと雖も、資金供給力に限りあり必要に應じ充分なる活動をなすの伸縮力

に乏しく、又他面に於て東洋拓殖會社が其本領を發揮するには勢ひ地方の金融組合と連絡を保つを要す可く、若し全然東拓會社の監督の下に立たしめ難き事情存すとせば、代理貸附を爲さしむるも亦一法ならむかと説く者あり、近時東拓會社の組織變更の議と前後して唱へらるる所にして後段再び論述するの機會ある可し。

三、金融業兼營會社

本項に屬する主要のもの、之を東洋拓殖會社とす、四十一年八月日本法律第六十三號及韓國法律第二十二號により設立せらる。其一般的組織性質等に關しては之を述べず、唯本論と直接の關係ある金融部に付き其概要を叙せむ。

東拓會社金融部は拓殖上必要なる資金の供給に任ずるものにして、其方法は定款に列記する所なり、曰く、

一、日韓移住民に對し二十五年以内の移住費の年賦貸

二、移住民及韓國農民に對し不動産を擔保とせる十五年以内の年賦貸

三、移住民韓國農業者に對し不動産を擔保とせる五年以内の定期貸

四、移住民及韓國農業者に對し生産又は獲得したる物品を擔保とする貸附

五、韓國に於ける不動産を擔保とする三年以内の定期貸

以上第一項乃至第五項の貸附金總額は拂込資本金額及社債未償還額合計の五分の一を超過することを得ずと規定せり、後改正案第二十六議會に提出せられ、法律第四十九號を以て左の權利を附與せられたり、曰く、

一、韓國に於ける日韓公共團體に對し二十年以内の年賦償還又は五

年以内の定期償還の方法による無擔保貸附

二、移住民及韓國農業者にして二十人以上連帶して債務を負ふ者に

對し五年以内の定期償還の方法による無擔保貸附

三、韓國農工銀行條例に依り設立したる農工銀行の發行する農工債券の引受

東洋殖産會社の資本金は一千萬圓にして拂込資本金の十倍を限り債券を發行するを得るの特典を有し而かも商法第百九十九條によるを要せず政府の認可により自由に發行するを得可し。

如上東拓會社金融部の營む所は我北海道殖産銀行に於けるものと類似せる所少なからざるを知る可し然れども其特に注意す可きは東拓會社に於ては預金爲替及手形の割引等普通銀行の業務を行ふと無き點なり。

近世に於ける殖民會社が殖民事業を經營すると同時に、他方に於て自から金融業を兼營し以て殖民地の金融機關たるの任務に當らむとするものあるは曩に述べたる所なり、東洋殖産會社が歐洲列強の野蠻未開の地に殖民の先驅として設立せらるゝ特許會社と其政治的權力を有すること無き點に於て露城の差異存すと雖も、その一面殖民會社にして他面金融業務を營むの點に於て外形上趣を同うするの觀あり、然れども更に一步を進めて業務の内容を窺ふ時は兩者は全然別種の本質を有するものなるを認めざる可らず、ポルネオ會社等の營む所は兌換券の發行、貨幣の發行の外各種の銀行業務にして所謂殖民地銀行的性質を具有するが如しと雖も、東拓會社の金融部に於ては不動産抵當の貸附を主要の業務となすものなればなり。

曾て東洋殖産會社設立の當時に於て歐洲諸殖民國の實例の多くが

會社に附與するに紙幣發行權を以てし、近くは露清銀行に於ても亦然るを引證し、推して東洋拓殖會社にして兌換券を發行するに於ては韓國僻陬の地方にありて事功を擧ぐる上に多大の利便を得可きことを論せし者ありしが、現時斯の如き主張を敢てする者なきは明なりと雖も、往々這般の謬見を有する者無きにあらざれば事の序を以て一言其邊を啓かむ。

惟ふに論者の主張は該金融部を以て所謂殖民地銀行と其性質を同するものとなすものゝ如し、是れ其根底に於て正鵠を失せるものと云はざる可らず。東拓會社は債券を發行し長期の信用業務を行ふものにして短期信用の機關と同一視す可らず。論者の主張は畢竟するに該金融部の本質を誤れるの罪に座するものにして、吾人と雖も歐洲列國の殖民地銀行が兌換券發行の特權を享有するを認むるに於て敢て論

者に譲らざる所なり。若し夫れ東拓金融部にして所謂殖民地銀行たるの實質を具備するものならむか、焉んぞ論者の主張を難せむ。吾人は長期に亙る不動産抵當貸附を主要の業務となすものに於て兌換券を發行するものあるを聞かず。兌換券の發行は其性質に於て要求拂の債務に外ならず、資金運用の途長期信用にある東拓會社に發行權を附與せむとするが如きは、實に無用の業なるのみならず却て禍を醸し其基礎を危くすものにして、識者の一顧を値せざる可し。左にコナント氏の言を移して吾人の説明に代へむ。曰く、「土地又は財物を基礎とせる通貨が決して久しく正貨と平價を保つ能はざりし所以のもの蓋し兌換券は要求次第償却せらる可きを要するが爲めなり。不動産抵當銀行及金融會社は企業を經營するに適すと雖も兌換券發行銀行の業務を營むの能力を有せず」と言ふ所簡なりと雖も頗る其要を得たり。

昨年來東拓會社の組織變更論は屢世上に喧傳せらるゝ所なり。曰く、「同社の殖産事業は何等成績の見る可きもの無く、此儘營業を繼續するも到底豫期の希望を達し得ざるは勿論前途の發達を期する能はざるを以て、斷然これを廢止して純然たる金融機關に改め、不動産抵當銀行たらしむ可し」と又曰く、「殊に合邦以後に於ては統監政治の補助機關たるの觀ありし同社の存在を必要とせず、況んや事業振はず創業以來數年を閱するも名を調査に託し在舊日に移すに於て豈舊制を固執するの要あらむや、宜しく根本的改革を加へ純然たる農業金融機關たらしむ可し」と。本問題に關しては總督府及大藏省に於ても改善の策を講究し、幾度か交渉を重ねられしが、未だ意見の一致を見るに至らざるが如し。吾人はむしろ同社をして各地農工銀行の中央機關たらしむるの利なるを信ずる者なり。朝鮮農工銀行の資金は多く商業資金に供せられ、

實際上農工金融に便する所極めて少きの狀なり。金融組合ありと雖も多くを望むに足らざる可し。朝鮮の殖産上必要なる巨額の資金を供するもの東拓會社を措いて他に之を求む可らず。然れども同會社の營業項目は頗る廣汎に互り各種の事業を兼營するものなれば、専ら農工金融機關を以て任ずる能はざる可し。而して農工銀行に對しては之が中央機關たる可きもの存せず。今後愈その本能を發揮するに至るも、中樞機關の存在を必要とするは多言を要せざる可し。吾人は東拓會社の現狀より察し、寧ろ農工金融界の樞軸たらしむるの適切なるを思はざるを得ず。夫れ朝鮮の農業は未だ甚しく粗放的なり、熟練なる農民の移殖と金融機關の施設充實するに於て、收益の増大を見る可きは疑ふの餘地なし。朝鮮の農業金融及其組織の現状及將來を計度し、東拓會社を改造して中央農工銀行たらしむるは蓋し機宜の處致たるを疑はず。吾人

固より殖産事業の容易に成果を挙げ得可きにあらざるを知るも、同社刻下の状況より考察し殖産事業は之を總督府に移す可く、同社をして農工金融に専らならしむるの得策なるを信ず。

東洋殖産會社の外金融業經營會社として數ふ可きもの韓國興業株式會社あり、農業を營むと共に土地家屋等に對し貸附をなすを以て主たる目的とす、京城起業株式會社、大韓勸農株式會社等亦然り、朝鮮人の經營せるもの一あり、漢城共同倉庫會社はなり、明治三十九年京城商民間の恐慌に際し其急に應せしむるが爲め度支部令第十四號を以て共同倉庫會社條例發布せられ、之れに據りて設立せられたるものなり、資本金十五萬圓、拂込額五萬九千五百五十圓を以て同年十一月業務を開始せり、政府より十五萬圓の無利子貸下を受け、三箇年間据置き其後十五箇年間毎年一萬圓を償還する定めなり、後再び十萬圓更に又三萬圓

の貸下を受け總計二十八萬圓に達せり、同社の業務は當初は商品の保管及之に對する貸附を專とせしが、後不動産抵當貸附を營むに至り、又手形割引にも應ずるとし、税關貨物の取扱をも行へり、取扱商品は綿布、米穀を主とし、會社所屬の倉庫のみならず、私人の倉庫に保管せらるる物に對しても貸附を行ふ所なり、仁川、麻浦、江景、平澤に各出張所を施設し、業務の發展に努む、然れども今や各地に農工銀行の設立せらるゝあり、商業金融の機關も漸次其緒に就くに至りしかば、同社は明治四十年十一月以降不動産抵當貸附を廢止し、手形割引も亦漸次營まざるに至り、主として倉庫業に従事し、傍ら之を擔保とする貸附を行ふの方針を採れり、朝鮮人が倉庫に貨物の保管を託するは殆んど之を擔保として資金の融通を得むが爲めにして、貨物保管の業務と共に金融機關たるは同社の特色とする所なり。

終りに政府經營の倉庫に付き一言せざる可らず、財政整理の結果徴税制度の改正は地方金融の疏通を缺くに至りしを以て、政府は之を救済せむが爲め地方に倉庫事務を開始して不動産及米穀等の動産を擔保とする貸附を行ひ、又信用を以て商人に資金を融通するとせり。三十八年十月先づ平壤に倉庫事務を開始し、爾後全州、忠州、大邱、水原等に及ぼし、鎮南浦に平壤支庫を設置せり。然れども是れ一時の便法として設けたるに過ぎずして、農工銀行其他の金融機關の各地に設立せらるゝに及び、政府は漸次貸出を制して回收に努むると共に、樞要商業地に倉庫を設立し政府監督の下に銀行又は倉庫會社に對し無料貸下を爲すの方針を採るとせり。

以上述ぶる所により朝鮮に於ける金融機關は今や略整備の期に達せしを見る可し、韓國銀行を中心とし其四支店、九出張所あり、母國銀行

の支店、出張所十六、朝鮮人側の銀行三行五支店あり、農工銀行の本支店三十有餘を算す、又東洋拓殖會社金融部あり、手形組合あり、漢城倉庫會社あり、共に金融上の補助機關たり、其他全國各地方に散在せる金融組合は今や其數百五十箇所に垂むたり。

斯く朝鮮半島に於ける各種金融機關の施設稍や其形態を備ふるに至れりと雖も、一步を進めて詳にその實狀を考察するとき、幾多改善を加ふ可きものあり、多々益商業の進展を促進し、農工業の發達を期せむと欲せば、未だ完たしと云ふべからざる可し、商業銀行は其成績比較的見る可きもの無きにあらずと雖も、土地家屋等は擔保品の四分の一、甚しきは五分の二以上を占むるが如き、是れ商業手形、有價證券の類に乏しきに因ると雖も、爲めに銀行が資金固定に苦めるは掩ふべからざる事實なり、又銀行の配置普ねからず、首尾一貫せず、北部地方に於て特

に然るを見る。中央機關たる倭國銀行は當に之を調節統一するの責務を有するものなり。農工銀行は本能未だ發願せられず、資金は多く商業家に利用せられ、農業資金貸出額は僅かに二十餘萬圓に過ぎずして、商業資金貸出額の五分の一に達せざるの状なり。地方金融組合の貸出額も亦未だ資本金の半に充たず、而かも直接農業資金となれるものは其半に過ぎずと云ふ。貸附は組合員間に限られ、擔保の提供を要するがため小農の利用充分ならざるが如し。東拓會社金融部の貸出額亦三十萬圓に満たず、此内農業金融と見る可きもの約四分の一を超えざる可し。工業金融に至りては農工銀行の資力乏しく、債券の發行意の如くならず、金利亦高率なるを免れざるを以て、到底低利長期資金の充分なる融通をなし能はざるは明なり。更に貯蓄機關として郵便貯金の制あるも未だ多く利用せらるゝに至らず。今後貯蓄銀行の設立を促し貯蓄の美

風を養成せざる可らず。

之を要するに資金未だ充實せず、活用其處を得ず、半島全土に於ける銀行拂込資本金總額を以てするも、なほ我内地の一地方に及ばざるの状にして、業務固より微々たるを免れず。其通貨流通額はなほ三千五百萬圓を出でざる可く、歳末に於ても四千萬圓に達せざる可しと云ふに於て、經濟界の状勢も亦略之を推知するに難からざる可し。吾人は朝鮮金融界に對し、今後更に一段の活動を希むで已まざるなり。

第三節 滿洲銀行設立問題

滿洲銀行設立の建議案再度議會に提出せられしも、政府當局者に於ては其特設を以て尙早とし、正金銀行支店の業務を擴張して其衝に當らしむるの方針に決し、同行に命じて特殊の貸附を營ましむるとせ

り斯くて滿洲銀行問題も既に一段落を告げたり。

初め政府は滿洲經營の方針として運輸交通の事業は南滿洲鐵道會社をして之に當らしめ、貿易上の機關としては横濱正金銀行をして之を司らしめ、殖産興業の機關は日本興業銀行をして之を經營せしめ、とせり而して前二者は豫定の如く營業を開始したりしと雖も興業銀行に至りては殖民地事業の困難にして資本投下の上に危険多きを慮り毫も資金を放下せず、且外資輸入額の増加に伴ひ容易に滿洲の經營に着手するを得ざるの事情存せしが爲め支店を開設せず、爲めに滿洲に於ける資金融通の途具はらず、速かに拓殖的金融機關を設立するの必要を感じ、建議案の提出を見るに至りしなり。

夫れ滿洲に於ける邦人の金融機關としてはたゞ正金銀行の支店存するのみにして、同行は明治三十五年以來北清及滿洲に支店を開設し、

現今に於ては大連、旅順、營口、奉天、長春、遼陽、鐵嶺、安東縣等の各地に支店を有す、銀行券發行の特權を享有し、滿洲貿易資金の供給に任ず、然るに近年移住者の増加に伴ひ家屋の建設に資金を固定し之を抵當として融通を仰がむとする者漸く多きを加へしが、此種の金融機關未だ存せず、又工業資金の供給機關はらず、延いて正金銀行に對し其營業範圍狭小に過ぎ顧客を制限すると甚しきを責むる者あるに至れり。

惟ふに正金銀行支店に對する這般の非難は同行本來の性質の然らしむる所にして、同行が発換券を發行し商業貿易の金融機關たる本質上確實なる擔保を要求し短期信用を要望するは理の當然にして、不動産貸附の如き所有權の確立なく登記の制定からず固定の處ある貸附に應ぜざるは敢て怪むに足らざる可し。

於是乎在滿邦人の輿望に副ひ農工業者の要求に資せんと欲せば、正

金銀行滿洲支店を擴張し其組織を變更して特殊の業務を開始せしむるの方策に出づるか或は特殊機關を新設して之に應せしめざるべからず。

而して正金銀行擴張説と滿洲銀行特設論とは賛否相半ばし民間の輿論は後者に傾き政府當局者は前説に據れり今兩者の主張を聞くに滿洲銀行特設の必要を論ずる者は曰く滿洲經營の大計上正金銀行支店の擴張は以て滿洲金融界の全權を託するに足らず正金銀行は本來爲替を主とし商業貿易の機關たるを以て本務となすものにして長期貸附の如きは固より其任にあらざる可く到底工業家の要求を満足せしむる能はざるは理の當然なり正金銀行の業務を擴張し不動産信用工業信用等を營ましむるが如きは畢竟一時的の編縫策にして根本的痼疾を救ふの療法にあらざる可し。

時期尙早を唱へ徒らに好機を失するが如きは遂に我對滿政策の失敗を醸すに至る可く國運の發展を助長するの途にあらず宜しく姑息の手段を排して積極的に在滿邦人の事業を保護獎勵するの意味を以て滿洲銀行の特設を希望して已ます。

滿洲に於ける金利は頗る高歩にして意想の外にあり又貿易額に於ても逐年偉大なる進歩を示し大連に於ける輸出入額は三十九年に於て三千萬圓なりしもの四十年に於て五千萬圓四十年に於て六千九百萬圓四十二年に於ては八千萬圓を下らず近く億を以て算するに至る可きは明なり更に工業の方面を見るも事業勃興の機運を認め得べく滿洲を以て一概に荒蕪不毛の地となすが如きは取るに足らざる可し大豆は同地産物の首位を占め其産額頗る多く取引盛大を極む將來大豆を基礎とする諸工業の發生を見るは明なり其他將來起る可きの

事業少からず滿洲銀行特設の必要毫も疑ふの餘地無し。

或は曰く、經濟的發達の程度を異にせる遠隔の地に設けられたる支店が銀行全般の利害に大關係を有するなく、其支店長も唯本店の命令を奉ずるに過ぎざるに於ては、新取引の締結に本店の檢束を受け手腕を振ふの餘地なし、然れども獨立の銀行を設置するに於ては統轄者も亦銀行の所在地に居住し該地方の事情に精通し直接監視するを得べく取引の安全敏活を期するを得可し。

又曰く、之を韓國及臺灣の實例に見るも、第一銀行の韓國に於ける歴史的關係と其地位とを以てして猶且之に代ふるに韓國銀行を以てし、東洋拓殖會社の之と並立して農業金融に便し金融機關の整備を見る。臺灣に臺灣銀行ありて産業の發達を助長し最近特權を擴張して益營業の伸展を畫す、獨立特殊金融機關のまた滿洲に用なしと謂ふ可けん

や、滿洲産業界が資金を要するの切なる、内地との關係の將來益發展せざる可からざる經濟的勢力を扶殖するの急務なる、決して臺灣が南方發展に於ける必要に譲らざるべく、正金銀行支店が爲替機關たるの地位を以てして長期信用に應じ能はざるの不利なる、土地工業等に固定し難きの不便なる、共に特殊銀行の設立を要す可き一大要素なるに拘らず、臺灣に厚くして獨り滿洲に薄きは決して穩當なる處置と云ふべからざるなり、臺灣銀行若し擴張す可くむば滿洲亦特設銀行を要せむ、同じく是れ經濟的勢力を扶殖するもの政府にして金融上に一貫の方針を有せむには帝國の南北兩端に於て未だ斯の如き偏頗あるべからざるなり。

滿洲銀行設立委員會も亦這般の一次的便宜手段を以て足れりとせず、滿洲の實狀に適合せる特殊機關創設の必要を決議せり。

此間在滿居留民は屢會合を開催して滿洲銀行設立問題を議し當局者に陳情する所あり、試に大連實業會の決議として報せられし所を見るに新設銀行の目的は單に通商貿易を便するに止まらず、主として殖産興業の發達を計り、滿洲の金融を圓滑潤澤ならしむ可き最も廣汎なる意味を有し、興業銀行、勸業銀行或は臺灣銀行、東洋拓殖會社等の數種の性質を具備せる一大金融機關の設立を欲し、特殊の事情を有する滿洲に適合す可き特別の保護を要望し、其營業種目として普通銀行業務及殖産興業に關する長期貸附、農工商業者の保護獎勵的貸附の外附帯事業の經營を許可し、之が資金として資本金額を一千萬圓とし更に債券發行の特權を附與す可きを希望せり。

於是乎政府に於てもまた適當の方法を講ずるの必要を認め特に當局者を派遣して實地を踏査せしめしが、その結果政府に於ては滿洲銀

行の特設を尙早無用なりとし、從來の關係上正金銀行支店の業務を擴張して之に當らしむるとせり、今不要論者たる政府當局者の言説を聞くに、曰く、滿洲の現状に於て商業は比較的發達し居るも、工業に至りては頗る幼稚にして事業の多くは堅實なる基礎を有せず、未だ巨額の資金の需要を喚起するの域に達せず、而して將來興る可き事業に於ても未だ具體的に調査せられたる者無く、今日の現状を以てすれば確實なる資金の需要は殆ど存せざるの狀態にして、豫め多額の資本を投じて金融機關を設立し置くの必要なしと断せざるを得ず、既に大資本の銀行設立の必要なしとせば、正金銀行の支店をして之に當らしむるも亦一策たるを失はざる可し、殊に放資に對する確實なる擔保物件を缺き、不動産の如きも實際上資金借入の擔保に供せらる可きものは決して巨額に上らざるべく、正金銀行以外別に大資本の金融機關を特設す

るも銀行業者として施すに由なく、到底營業上充分の利益を擧げ能はざる可し、強て之を設立するに於ては多額の補助金を要す可く、而かも我國現時の財政状態は之を許すの餘裕を有せずと。

正金銀行滿洲支店が從來政府との因縁淺からざるは世人の熟知せる所にして、殊に其銀行券發行に於て顯著なるものあるを見る可し。此歴史的關係よりして政府は滿洲銀行設立問題に對し正金銀行支店をして滿洲最高の金融機關たらしむるに決し、特殊貸附の途を開き以て其任に當らしむるととし、明治四十三年五月大藏大臣より大要左の如き命令書を同行に交付せり。

一、滿洲に特設金融機關を設置するに代へ正金銀行をして其任務に當らしむるものなるを以て、此趣旨を以て日清貿易其他の金融の圓滑を図る可きと。

二、不動産抵當貸附の範圍を擴張し又有望なる開發事業に對し成る可く低利の放資をなすべきと。

三、爲替歩合、送金手数料等は成る可く低減す可きと。

四、固定放資に關しては特別調査機關を設置す可きと。

五、政府に於て必要と認むるときは滿洲に於て支店又は出張所を設置す可きと。

而して固定貸に對する資金は約三百萬圓とせり。

斯くて正金銀行は該命令に基き同年七月一日より之を實施するとせり、然るに同行の定款第七十五條に於て無抵當貸及不動産抵當貸は資本金及積立金の總額に對し前者は十分の一、後者は二十分の一と制限しあるを以て上記の特別貸附上差支を生ずるが故に、此制限に除外例を設くるの必要を生じ、定款第七十五條に、但大藏大臣の認可を受

けたるときは此限にあらずと追加せり。而して同行が是により特に滿洲に於ける特別貸附に關し定めたる規定の要點を左に示せば、

一、大連支店を統轄店と定め同支店をして滿洲に於ける特別貸附金事務の一切を取扱はしめ、其他の各支店出張所は之を統轄店の監督の下に置く。

二、各支店出張所に對し借入金の請求ある場合には其申込人の信用使途抵當の如何及返済の見込等を具して之を統轄店に申告し、統轄店は左の條項を審査して其取捨及貸出條件等を定む。

イ、申込人の經歷 ロ、申込人の信用 ハ、借入金の使途 ニ、抵當物件の評価 ホ、貸附金返済の見込

一、不動産を擔保に供するものは總て第一抵當たることを要す。

一、家屋其他の建築物を擔保とするときは其家屋又は建築物は總て

確實なる保險會社の火災保險を附しある可きと

一、不動産抵當の特別貸附金額は通常統轄店の鑑定したる評價の七掛以内たるべきと。

一、貸附期間内に於て不動産擔保の價格低落の場合には増抵當を要求し若し之を提供し能はざるものに對しては假令期限内と雖も貸附金の全部又は一部を返済せしむると

一、不動産擔保貸附に關する諸般の調査を行はしむるが爲め統轄店に調査部を設く。

滿洲銀行問題は事實上前記の如く解決せられたり、政府の措置果して其當を得たるものなりや否や、吾輩亦私見無きにあらずと雖も、爰には唯贊否兩説を擧げて輿論の存せし所を記すに止め讀者の判斷に任せんとす。

事情玆に至れり。是於乎吾人當面の問題は正金銀行支店をして滿洲の事情に適合せしめ、在滿邦人の輿望に副はしむるには其組織に關し如何なる制度を採用す可きやの問題を研究せざる可らず。之を他國の實例に徴するに難に述べたるが如く多數の殖民地母國は孰れも單純なる母國銀行の支店の設置を不利とし、獨立の殖民地特殊銀行を設立するを以て本問題に關し有益なる先例を求むると難し。多少比較參考に資す可きものある場合に於ても、明文の規定なく秘密の命令に基くも、の多きが如し、支店に對し特別の權限を附與して自由活動の餘地を與へ、臨機の處致を採らしむると、或は特別貸附に對する政府の補助其他の便宜を供すると等に關し如何なる方法を採れるやは營業上の秘密とせられ、容易に外間より之を窺ふを得ず。然れども尙多少參考す可きものなきにあらず。左に其二三を擧ぐれば、獨亞銀行の如き監査役及取

締役の多數は本國に居住するも、東亞に於ける信用勢力を保持するため、最近數年來東亞の事情に精通せる上海領事クナペー氏を選びて總裁とせり。其取締役の一人は上海に在勤し支店又は代理取締役と協力して重要事項を處理し、箇々の問題に對し本店の指令を煩はさず。斯く監査役の一部を重要支店所在地の勢望家より選任し、或は支店長の外に特に取締役の一人を派し支店の指揮監督に當らしめ、或は支店長に取締役たる地位權限を與ふるが如きは其他の海外銀行に於ても稀なりとせず。現に正金銀行に於ては同様の方針を採りつゝあり。又獨佛の大銀行にして支店に顧問を置くの制を採るものあり。支店所在地の情況に精通し得可く、又以て本店の無用なる干渉を齟るを得可し。其他經濟發達の幼稚なる地方に於て銀行業の分立は實行し難く、各種の金融を兼營するの要あるを以て支店の營業範圍を擴張し實情に應じて

特殊の権限を附與せざる可らざる可し。獨亞銀行に於ては先に天津支店に對し不動産抵當貸附を營み得べき権限を附與せり。更に營業範圍の擴張に止まらず貸附割引の期間擔保物件等各營業に關しても亦特別規定を設くるの要あるは前章項を追ひて述べたる所によりて知る可く爰に再び贅するの要なかるべし。要するに此等の手段を講ずるは支店をして特設銀行に代りて其用を充さしむるが爲め、別箇の獨立的地位を與へ特別組織を形成せしむるに在り而して如上の除外的规定を設くるに當りては能く適當の範圍を考察し濫用の弊に陥らざらしむるの用意あるを肝要とす。

最後に一言す可きは滿洲に於ける土地所有權の問題なり。邦人移住者が完全なる所有權を取得し得可きや、或は單に借地者たるに止まるや、は實際問題にして、多大の土地が邦人の所有に屬するに至らば不動

産抵當貸附の業務も亦極めて安全にして銀行は充分に金融を計るを得可しと雖も所有權を取得する能はずして單に借地權を有するに止まらば抵當貸附は頗る危険にして銀行業者として施すによしなく、貨物信用及信用組合の制に據らざるべからざるべし。貨物信用は滿洲に於て急速の發達を見る可きを疑はず。南滿洲鐵道會社に於て近時停車場附近に倉庫を建設し特産物の保管を開始せり。是れ銀行に對し好箇の放資物件を供するものにして、産業の發展を助長し農民を高利より救済し滿洲全土の福利を増進するを得可し。信用組合の設立に關しては滿洲の如き新開地にありては移住民が永住の覺悟と堅實なる思想を有するや否や、將た又其自治的組織の要義たる道徳的及行政的能力を具有するや否やは是れ組合設立の根本的問題にして特に考究を要する點なる可し。

殖民地銀行論 完

附 録

殖民地貨幣制度

緒 論

方今列強諸殖民地に於ける通貨制度を通覽するに錯雜紛糾を極め、之が叙述を試るに當りて稍もすれば單純なる貨幣制度目錄たるの觀を呈するに至るの虞あり、然れども之を止に徴して其由て來る所を究め、彼是相關係する所を明かにし、以て殖民地幣制に關する概念を捕捉するは極めて必要の事に屬す。

抑も母國が殖民地通貨に對し如何なる制度を採用すべきやは根本の問題にして、貨幣と度數衡とを世界的に統一せむことは學者の理想とする所なり、萬國共通貨幣制度の議は一時廢に唱道せられしが、斯の如き大統一は之を實現すること極めて困難にして現今にありては殆んど絶望に屬するもの、如し母國殖民地間に於て同一の幣制を採用し同一の貨幣を用ふるは兩者の通商交通上便益極めて大なるは深く論及するの要なかる可し、然れども殖民地の經濟事情並に其地理上、貿易上の關係は爾かく容易に通

貨統一の實を擧ぐる能はず、却て特異の幣制を布くを以て便宜となす場合少なからざる可し、吾人は先づ各國殖民地に於て行はるゝ幣制を概観し、其現時の制度を探るに至りし所以を史に徴し、進んで殖民地貨幣制度の大勢を看取せむとす。

書中ウインタ、チンメルマン、チャルマー、コナント四氏の著書に負ふ所甚だ多し、ウインタ氏の著書は松岡氏に依りて翻譯せられ、チンメルマン氏の所説亦堀切氏によりて既に世に紹介せられたるが、讀者の便宜上更にチャルマー、コナント氏等の所説を參照し吾人の研究を加味し、以て銀行論の附録となすとせり、讀者之を諒せよ。

第一章 通貨區域

諸殖民地に於ける貨幣制度は地理上及通商上の關係よりして其間明瞭なる一定の通貨區域を形成するを見る可し、今之を大別して

- 一、 西印度諸島通用區域
 - 二、 印度ルビー貨通用區域
 - 三、 阿弗利加殖民地
 - 四、 西印度諸島
- の四區對に分類するを得可し。

一、 西印度諸島通用區域 東洋諸殖民地に於ては西印度諸島及之と同形なる銀貨を以て通貨となし、香港、新嘉坡、馬來中島、ボルネオ、佛領印度支那及比律賓諸島は此範圍に屬す。諸國また然り、東洋に於て西印度諸島の或る流通使用せらるゝに至りしは往時比律賓が西印度と共に西印度諸島たりし時に其端を發するものにして、西印度の豊富なる銀貨は西印度諸島全土に交換媒介物として、佛領印度支那を供給せり、當時西印度の勢力甚だ大なりしを以て該銀貨流通範圍は比律賓を中心として漸次東洋諸國に擴大せられたり、現今なほ西印度諸島は本土たる西印度諸島より却て東洋地方に於て盛に流通する所なり、西印度諸島は輸入貨物に對し歐洲諸國に輸送せられ、歐洲よりその流通區域に輸送せらるゝを常とす、佛領印度支那、及新嘉坡に於ては西印度諸島と同様なる銀貨を鑄造せしが、西印度諸島は依然同地方に於ける標準貨幣たり、西印度諸島が新く東洋地方に於て盛に流通使用せらるゝ最大原因の一は支那苦力が該貨の使用に慣れ且之を好愛するに因るものと謂ふ可し。

二、 印度ルビー貨通用區域 印度及之に附屬せる地方は別箇の通貨區域を形成し、ルビー貨は價格の標準たり、ルビー貨は元來英貨二志に相當したるものなりしが、現時に於ける實價は殆んど其中に過ぎず、錫蘭、マドラス、アス島及阿弗利加東海岸は此區域に屬し、ルビー貨は印度に於けると同様なる價格により流通使用せらる。

阿弗利加殖民地 中部及西部阿弗利加を以て第三の通貨區域となすを得べし。該地方に於ける通貨状態は渾沌として未だ幣制を有するに至らず、内部地方にありては奴隸は最も利便なる通貨として使用せられつゝあり、是れ彼等は對する所に於て需要せらるゝのみならず、その運搬人夫として使役するに於て好個の利子を與ふるものなればなり、又此等の地方に於ては小貨幣として具效を使用す、地方によりては眞鍮若しくは赤銅の一束は通貨として一定の價格を有し、またマニウと稱する勝銀形の貨幣を交換媒介として使用する地方あり、ポートルメ及ハウサ等の中西部阿弗利加中前や進歩せる地方に於てはマリア、アレンサ等として知られたる塊國貨幣の使用せられたり、あるを見る可し、是れ塊國に於ては該地方の需要に應ずるが爲め現今に於ては猶一七八〇年の年號を刻せる該貨幣を鑄造して之を該地方に輸送する所以なり。

中部阿弗利加の開発上最先緊急の問題は實に貨幣制度の確立に在り、云ふ可し、西部阿弗利加の海岸諸市にありては歐洲諸國殊に拉奧國、露國、葡國、葡國及英國の貨幣は自由に流通使用せらるゝ所なり。

四、四印度諸島 第四の通貨區域を形成するものを四印度諸島とす、英領四印度に於ては英國及合衆國金貨は法貨なりと雖も實際の市場流通貨は英國銀貨にして、事實上、銀は唯一の通貨たり。

以上述ぶるが如く、殖民地の通貨は數箇の通貨區域を現出するに至りしも、其當初にありては殖民母國は孰れも自國の制度を移入せんと試みしが其可不能なるを悟り、遂に其政策を一變するの止むなきに至り、茲に獨立制度を認め、當該殖民地の地理上及通商上の關係より通貨範圍を形成するに至りしものなり。

英國政府は一八二五年の法令により英國貨幣を以て地理上、商業上之關係如何に顧慮せず、總ての英領殖民地に對する最良の貨幣制度となし之を強行せむとせしが、サヘル、ケレ、ロビンソン氏が通商關係の根本位を絶對的の必要とする香港、海峽殖民地及錫蘭の如き殖民地にありては金本位制は到底之を實行し得可らざる所にして、其弊害極めて大なるを指示せしにより、遂に英貨を一般に通用せしめむとする年來の政策を放棄せり、斯くて殖民地貨幣に於て通貨區域の主義を教へたるものは東洋なりき、一度が此理を悟り新主義の承認せらるゝや、一八六四年香港に造幣所を設立し金ソベリン貨に代ふるに屬四哥那と同式なる銀幣貨を鑄造せり、一八七六年モリッサスは錫蘭と同じく印度の通貨範圍に屬するものとして認められ、錫ルピー貨は同島に於ける本位貨幣と定められたり、又一八八七年英領カンサウスの幣制改革により隣接國たるケアンマリの銀幣貨を本位貨として使用せり、斯く通貨區域主義は英國政府の承認する所となり、爾來小殖民地に對し通用せられたしが、加奈陀に於ては一八七一年自ら該主義

を採用し、間接合衆國の幣制に同化するに選り。

以上實例の示すが如く殖民地貨幣は地理上相違し貿易關係の密接なる大國の貨幣制度に依り定まるものなるを可し、英領加奈陀が母國と經濟上の關係頗る密接せるに拘らず合衆國と同一の貨幣制度を採るに至りしは之が爲めなり、佛領印度支那に於ても亦曾て母國の幣制を移植せんと試みられたりしも、該計畫は直ちに撤回せられ、獨逸西弗流通區域として存続する所なり。

之に反して獨逸政府は近來母國制度を其殖民地に施行せんとし、母國貨幣は既に國保護領の大部に法貨として採用するに至れり、一八八五年カメルンの貨幣制度は母國の制に同化せられぬ、元來ルビー貨の流通區域に屬する獨逸東阿弗利加地方に於ける塊貨の使用は法律を以て嚴禁せられ、獨逸貨と印度ルビーとの交換率は獨逸政府によりて平銀と定めらるゝ所なり、是れ獨逸の貨幣制度は小價格の貨幣を有するを以て新開殖民地に於て適當なるに因るが如し、佛領殖民地もまた母國と同一の幣制を有するもの多し、アルゼリヤを初とし、マルチニク、ガアロープ、レユニオンその他ギヤナ、ヒネガール等孰れも母國貨幣を以て本位とす、アルゼリヤは母國と地中海を隔て、相對し母國との交通最も頻繁なるが故に、佛國貨幣を本位とするは固より自然の情勢にして、附録の諸地方にありては是れ其間接地に強大國の存在せざるに因る、或は貿易關係が古くより主として母國との間に存せしが爲めなるに因るもの多きが如し、阿弗利加に於ける英、獨逸殖民地に於て母國本位貨の使用せらるゝは是れ亦其間接地に強大國存せざるに因る。

殖 民 地 貨 幣 が 附 近 邦 國 と の 關 係 に よ り 定 ま る も の な り と の 通 則 に 對 し、其 例 外 を な す 最 も 顯 著 な る も の は 爪 哇 乃 ち 蓋 し 爪 哇 は 其 貿易 關係 に 於 て 前 世 紀 來 主 として 母 國 と の 間 に 行 は れ、母 國 政 府 は 同 島 主 要 産 物 の 生 産 販 賣 を 行 ひ、本 國 産 物 の 輸 入 に 對 し、母 國 貨 幣 を 對 價 として 送 還 する を 以 て、同 島 の 貨 幣 は 全 然 母 國 の 貨 幣 と 同 様 な る を 見 る 所 以 となり、英 領 殖 民 地 に 於 て は 獨 リ ニ、ニ、フ、ク、ド、ラ、ン、ド は 特 立 の 幣 制 を 維持 し、英 國 通 貨 區域 又は 合 衆 國 通 貨 區域 の 孰 れ に も 屬 せず、固 有 の 金 貨 幣 を 有 し、他 に 類 例 を 見 ざる 所 なり、該 金 貨 は 西 班 牙 の 銀 幣 貨 に 對 し、一 八 三 八 年 に 於 ける 金 價 格 を 以 て、其 價 格 と な せ し も の な り、佛 領 マ、ダ、カ、ス に 於 て は 法 貨 は 佛 貨 と 同 様 な る も、該 殖 民 地 の 爲 め、別 箇 の 貨 幣 を 鑄 造 し、ダ、カ、ス の 佛 領 殖 民 地 に あり て は、米、英、佛 貨 相 共 に 流 通 し、内 部 地 方 に 於 て は、ヒ、ウ、貝 を 通 貨 として 使用 す。

以下章を改め、更に因りて聊か詳密なる研究を試みむ。

第二章 列國殖民地貨幣制度沿革

第一 西班牙及葡萄牙

西班牙及葡萄牙は殖民地に對し最初より母國本位制を移入するの政策を採れり。西班牙の貨幣單位はレアル(Real)と稱し、風に一三六九年ハルド帝の御世に鑄造せられ、一四四二年シロン第十一世の初に於ても亦該貨の鑄造行はれたり。一四九七年六月フェルナンド及イサベリ兩帝は各勅令を發布し、レアル貨六十七箇は一マルク(當時の西班牙カスチル國の重量と同量にして、その純分は九三〇位五となす可きを命ぜり、是れ既に一四四二年の勅令によりて定められしと、その重量及純分を同くするものなり。

西班牙の本位レアルの倍數貨たる八レアル貨(Real of eight)は後世西班牙グラーとして知らるゝに至りしものなり。西班牙グラーの名稱は其起原をタール貨(Thaler)に發するものにして、一五一七年ホーミアのロキムヌマルに於て巨額の鑄造ありし貨幣をロキムヌマルと稱せり。其後諸方に於て該貨の鑄造を見たり。一五一八年聖四哥がコルカスにより征服せられ、六年を経て秘魯亦ヒザリに征服せられ、共に西班牙領となり、一五四五年ポトシの豐富なる銀坑發見せらるゝや、時の西班牙皇帝チャールス五

世は該殖民地に造幣局を設置し、八レアル貨を鑄造せしめたり。其品位量目は一四九四年の勅令の命ぜし所によりしが、一六九〇年ワイブナツの擾亂以後ワイヒスマーレル又はリックスグラーと稱せられしものと實際上其價格を同うせしにより、グラーと稱化せしグラーなる名稱を一般に用ふるに至り、廣く米大陸殖民地に傳播し更に東洋地方に及ぶに至りしものなり。

一七二八年に至りレアル貨の品位を下して九一六位六となし、是には一マルクを以てレアル貨六十七箇となせしが之を六十八箇となす可きを命ぜり、向して殖民地の八レアル貨即ちグラー貨に對するに二箇の球を以てせり。後に至りグラーと稱せり。呼ばるゝものは是なり。一七七二年巨額の鑄造ありしが、此時更に純分を減じて九〇二位七とし、二球の割印を廢し、西班牙國章を以てせり。該量目は舊時の西班牙幣貨の代表者として殘存せる聖四哥の標準として傳はる所なり。一七八五年合衆國は西班牙幣に對りて銀幣貨を鑄造し、現時に於ける同國金幣貨の間接の淵源をなすものなり。

西班牙鑄造の殖民地幣貨は千八百年代の初葉革命戰爭の起ると共に其終りを告げ、一八二二年イッセルバイドの帝位に登りし時以後或は其型々一八二四年聖四哥共和國建設の年以後、聖四哥幣となれり。聖四哥の圓形に三種あり、舊型マキシミリアン及新型として知られたり。現時使用せらるゝ所のものは専ら舊型のものなり。香港、新廣東

弗米國貿易弗國貿易弗等の各新幣貨は孰れも悉四番弗に換せしものなり我國の舊
貨圓銀し亦その起原を悉四番弗に發し舊制方型を變じて圓形に改め舊稱米分兩を廢
して十進一位の價名となし明治二年七月各國公使に對し新貨幣の品位を報するに當
り初めて價格の名稱として圓を用ひたり是れ本邦の價格の單位たる圓の起原なりと
す。

西班牙の殖民地貨幣にして英領殖民地殊に西印度地方の貨幣史に影響する所大なり
りしものにピスマーレン貨(Pistareen)あり第十八世紀の初葉王位繼承の亂に際し二レ
アールの輕量貨幣鑄造せられ母國に於て舊八レアル貨の五分の一として流通せし
が直ちに殖民地に傳汎し西印度地方に擴がれり英領西印度に於ては時正に一七〇四
年の女皇アーンの勅令により銀本位より金本位に移らむとする時に於て舊幣貨は市
場より驅逐せられレアル貨より大なる銀貨の必要を感ずる切なりしを以てピスマ
ーレン貨は此缺陥を充たし其質極めて劣悪なりしにより金と相並びて流通し補助貨
たるの性質を有せり一八二五年に至り西印度に於ては英國銀貨により驅逐せられ合
衆國にては一八二七年まで二十セントに流通せしも同年後十七セントに下落し後其
通用廢止せられたり加泰陸も亦稍なく合衆國に倣ひ該貨の流通を廢止せり斯くて一
世紀間殖民地貨幣として諸方に流通せしピスマーレン貨は西班牙本國に於てのみ流

通するものなり西班牙のピスマーレン貨及拉甸同盟國のフランは該貨を代表するし
のなり。
葡萄牙殖民地に於てはクルザード一金貨移入せられしが夙に一五一〇年クルザド
によりポアに於て該貨の鑄造せられしを見る該貨及銅貨も亦當時ポアに於て鑄造せ
られたり。

クルザドがマラッカを征服するや一五一一年同地に造幣廠を設けカソリコと呼ば
る一十レールの金貨同價格のマラケスなる銀貨及ゲンヘロソルドなる二種の銅貨を
鑄造せしめ従来の貨幣の使用を廢禁し遠背者に對するに死刑の罰則を以てせり其後
十七世紀に至りマラドニアと稱する四千レールのクルザード一金貨鑄造せられ一六八八
年に至り四千八百レールに高められたり該貨は殖民地に於けるより寧ろ歐洲に於て重
要なるものとして知られ十八世紀の初葉愛耳蘭は専ら該貨幣を使用し西部英克蘭に
於ても流通せり次で一七二二年貝孫所領ドナウ貨を鑄造し三十二クルザードに相當
せしめ中ドナウ貨は西印度に於て盛に流通せられたり該貨は一八二二年アラウカ國
獨立し葡萄牙が其金坑を喪失するに至りし迄其品位量目の良好なりしにより永く愛
用せられたり。

英領殖民地通貨の沿革は一七〇四年及一八二五年本國政府發布の法律により之を三期に區別して述ぶるを便す可し即ち一七〇四年以前を第一期とし同年以後一八二五年に至る間を以て第二期とし同年以後を第三期とす。

第一期

英國政府は北米に殖民を創むるや該殖民地に於て特別なる通貨を作らむとせり。一六〇六年四月十日、ヴァージニア殖民地に對し付與せられたる特許狀中に「殖民地は殖民者間及土人間の取引交通を便ならしむるが爲め一定の貨幣を鑄造するを得」と云へり。然れども貨幣は實際に鑄造せらるゝこと無かりき。是れ他なし該殖民地には金銀坑の存在せざりしと本國政府が當時の經濟政策たりし「マーカーナリズム」を奉じ貴金屬の因外流出を抑制したるを以てなり。ヘームス第一世は英國内に留らざれたる金銀は之を永久不動の貯蔵物と見做し再び海外に流出せしむ可らずと宣言せしが如き以て英國當時の經濟政策を察知し得可し。チャールズ第一世は其主要原因として往時の殖民者は農業に従事し其發達速かば多量の穀物等を以て貨財を得るを必要とし貨幣の鑄造を受くること無かりしを以てなりと論ぜり。

事情斯の如くなりしを以て北米殖民地に於ては母國貨幣の移入を見ることなかりしを

名稱のみ使用せられ、主要産物を以て交換媒介の具となせり。ニュージャージー地方に於ては貝殻を使用し、ヴァージニアに於ては煙草は永年間通貨として使用せられ、錫貨の存在し地方にありても内地支拂用より寧ろ外國に對する支拂に使用せられたり。

西班牙本國との貿易發達したる西印度に於ける海賊隊の勃興に伴ひ、英領殖民地は自然的に且必要上西班牙那貨の通貨範圍に屬するに至れり。斯くて西班牙那貨は英領殖民地に於て多少の流通を見るに至りしが、これ等の貨幣に對し英國貨幣の稱呼を以て其相場を定めたりしにより、所謂名稱貨幣「Nominal currency」の混亂を招くに至り今日猶ほリウウスの交換所に於ける相場の殘存する所なりとす。

十七世紀に於て西班牙那に對し一般に認められたる英貨價格は四志六片なりしが、殖民地中或地方に於ては該貨が英國クワン貨に等しかりしが爲め商業上之に五志の相場を付せり。ヴァイカに於てはレアルを六片とせしにより一那の相場は四志なり。斯くて西班牙は所によりて相場を異にし不恒少ながらす。加ふるに其重量品質同一ならず又廢に前削せられたるを以て重量大なるものは外國への送金に使用せられ殖民地には輕量貨のみ殘存するに至れり。斯くて十七世紀の中葉輕量貨の盛に行はれしと當時は存在せし物々交換及交換媒介物の缺乏との不恒は相違びて、茲にニュージャージー州は

ポルトガルは貨幣局を設置し貨幣の製造を開始せり、而して當時の減價貨幣と適合せしむるが爲め一志に付し二割二分五厘を減じ七十三グロインとせしかば、同様な價格の下落を來し英本國政府は遂に造幣局の閉鎖を命ぜり、一六九七年マサチユセツ州會は外國貨幣の價格を一定せんと欲し西班牙貨一弗を六志と定めたりしが程なく七志以上に外り、標準其他領利なる産物を有せざる地方に於ては鑄貨の騰貴更に甚し、貨幣價格の動搖常なくして不俱名狀す可らざるものありき、政府に於ても亦徵稅に際し西班牙貨を時價により收めざる可らざるの不俱存せしを以て、殖民地は屬母國政府に對し貨幣の製造及西班牙銀貨の相場を確定せむことを申請せり、然れども母國政府は貴金屬の流出を虞れ且つ殖民地に外國貨幣の輸入を俱ならしむるは自然殖民地と外國との貿易を盛ならしむ可し、是れ母國に於て殖民地の貿易を獨占せむとする政策に背馳するものなりしかば英國商務局は之を駁許せず、一七〇四年に至り漸く皇女アーンの布告を見るに至れり。

以上述ぶる所により一七〇四年以前に於ける英領殖民地貨幣制度を約言すれば、(一) 英貨の名稱を以て西班牙貨幣に對し觀て過大の評價をなせし結果名稱貨幣制度を見るに至りしこと、(二) 遂に剪截せられたる西班牙貨の盛に流通使用せらるゝに至りしこと、是なり、而してこの時期の末に至ると、物々交換行はれ、進歩せる地方にありては、

貨は物品貨幣に代るに至らず、金貨は極めて少なくしてむしろ計算器たるに過ぎざり

第二期

十七世紀に於て英領殖民地の貨幣状態は混亂を極め、殖民地は本國政府に對し幣制の確立を要望せしかば一七〇四年女皇アーンの布告を見るに至りしは前段述べたるが如し、即ち該布告により殖民地に於ける外國貨幣の價格を一定し、弗を六志と定め、爾餘の銀貨は其實價に應じ計量す可きを命ぜり、然れども殖民者の慣習に反したるにより之を顧みらるゝのなかりしかば、翌年政府は法定の評價格によらずして外國貨を受授せる者を六箇月の期間に處し罰金を課す可しとの規定を設けしが、唯、マサチユセツ州の島嶼に於てのみ行はれたるに過ぎず、殖民者は依然四方の西班牙に至りては貨物を賣却し金貨を取得せり、蓋し一七〇五年の法令は單に銀貨に關し規定せしのみにして、金貨に關して約束する所なかりしを以てなり、然るに米大陸殖民地にありては斯かる便宜を有せざりしかば、貨幣の代りに紙幣を利用する者漸く多きを加へ、弗貨は單に貨物として受授せらるゝに至れり、再後殖民地は幾度か貨幣制度の整理刷新を本國に迫りたれども遂に目的を達せず、一七八五年英國の獨断を脱し獨立を宣し初めて幣本位を樹立するに至りし迄、米大陸に於ける貨幣制度は實に混沌たる有様なりき、

一七〇四年の法令は其間接の結果として西印度殖民地をして金本位を採らしむるに至れり即ち該法令の定むる所は早に銀貨に關するものにして金貨に付ては何等の記載なかりしを利用し、西班牙金貨に對し銀貨の倍數價を以てせし特別の相場を定めたりしが、貿易の發達に伴ひ又葡萄牙及西班牙金貨の流通額増加するに從ひ漸次金本位を基礎となすに至れり而して實際上の流通貨は名目銀貨幣なりき。

米大陸に於ては紙幣發行により又西印度に於ては金貨の交換率確定に繼いで名目上の標準貨たる銀貨幣の相場上騰せしを以て、英本國に於ける債權者は不滿の聲を發せしかば、一七四〇年英國商務局は殖民地に對し、一七〇四年の法令を遵守す可きを命ぜり、又米大陸に於ける紙幣の濫發は其價格を著しく下落せしめしかば、一七五〇年紙幣の發行を禁止し法貨たるの資格を喪失せしめしが、一七七三年再び是を認むるとせり、爾來本國政府の立法を見ること無かりしが、金貨に關し西班牙貨と葡萄牙貨との間に純分を異にするに至り、從來等しく三十二クワットなりしを一七七二年西班牙政府は之を二十一、四分の三となし、次で八六年二十一、二分の三と定むるや、西印度に於ては其影響を蒙ること少からず、又貨幣の剪截行はれ西印度に劣等貨幣の流入するに及び、一七八九年帝國政府は法令を發し、殖民地に銀貨の輸出せらるゝを防止し、西印度にありては貨幣の流出を防むが爲め其相場を高め、殖民地中或は流通銀貨保留の爲め劣貨の中央

に穴を穿つものあるに至れり。

十九世紀の初葉革命戦争の結果英國は外國殖民地を附加するに至り殖民地貨幣の問題は一層の複雑を加へたり、當時英本國に於ては金本位制度確立せざりしを以て殖民地貨幣に關し深く考慮するの地位に在らざりしかば、デメウ及錫蘭等に於て輕量銀貨の製造を許可し、紙幣は官民共に之を發行するを得たり。

一八一六年英本國に於て貨幣制度を確立し金本位制を採用するや、帝國政府は殖民地貨幣の整備を企て各殖民地の幣制を調査する所ありしが、該報告は英本國の制度を殖民地全般に普及せしむるの不可能なるを論じ、殖民地には銀貨を以て本位とするの適當なるを報ぜり、然るに本國政府は之を喜ばざりしを以て該問題も有耶無耶の裡に擧られたり、而して一時の便宜として帝國政府は一八二〇年モリスシア島の要望により同島通貨として四分の一、八分の一、十六分の一の銀貨を製造し、更に一八二二年同島及西印度諸島のため同様の劣貨を製造して之に代らしめしが、帝國政府は此等の殖民地に於て母國の銀貨たる志本位を施行せんを企て一八二五年法令を發布して之を實施せり、是に依りて母子國間の關係を密接ならしむるのみならず、亦新貨の製造、運搬等の費用節約せらるればなり。

一八二五年英國政府は全殖民地を通じて英國銀貨を流通せしめむとの大計畫を立てたり此大革新を断行せしむるに至りしもの一は四班牙貨の供給を絶せしと他は母國に於ける幣制確立の影響に因れり即ち一八二〇年四班牙殖民地に於て暴動蜂起し爲めに弗貨の輸入断絶するに至り既に半世紀前より補助貨の缺乏を感ぜし所なれば益其不便を大ならしめしと英本國に於ては一八一六年金本位制を樹立し名目銀貨を以て補助貨となし茲に幣制の基礎定まり新志貨は能く其果を奏するを得たりしかば之を殖民地に適用せむとすに至りしものにして母國殖民地間に銀貨の連續を形成せむと企てたり

此新制の一端は軍隊監督部により開かれ殖民地軍隊の支拂は本國貨を以てし之を移入せり而して民間市場に流通せしめむが爲め金貨との兌換を容易にし従來軍隊監督部の振出せし國庫宛手形をば英國銀貨の提供者に對し三十日拂百磅に付き三磅の打歩にて發行し以て英國銀貨の一般流通を確保せむとせり一八二五年三月英國貨幣に殖民地の法貨たる資格を付與す可き法令を發布せしが同令に定めたる四班牙弗貨に對する英國銀貨相場が市場相場に比し高かりしにより該計畫を重餅に終らしめたり又雖一七〇四年の法令の交接の結果として四印度に於ては金本位制行はるゝに派りしが英國銀貨が弗貨に比し低價に定められしを以て殖民地の金貨と比較し一層

低價にして爲めに本國に送還せらるゝの狀なりしかば到底其流通を望む能はざりし加之國庫手形の發行は各殖民地に於て等しく三分の打歩を以てせしが正貨輸送費はより少なき殖民地にありては其實行を望む可らざりしなり一八二五年の法令は其後修正を加へ一八三八年英領ギアナ及四印度殖民地を通じてダブロン金貨及ダブロン銀貨は英貨と等しく流通す可きを定め英貨は漸次に四印度に於て流通するに至り、ハママ及ロノイカに於ては直に英貨の名稱を用ふるもとなれり

斯くて一八二五年の法令により過去三世紀に互り當時世界的通貨たりし四班牙弗漸次勢力を失墜し英國殖民地に於ては漸次英國貨幣之に代るに至れり

一八五一年澳洲に於て金坑の大発見あり殖民地通貨に及ぼせし影響少なからざりし四印度の如き従來金貨と相並びて通用せしダブロン銀貨は遂に市場より驅逐せられ専ら東洋方面に於て流通するに至れり

澳洲に於ける遺留廠の開設は金坑発見の最も顯著なる影響とす一八五五年シドニー遺留支局一八七二年メルボルン遺留支局設置せられ其時遺留は初の澳洲錫蘭、モリシアン及香港に於てのみ法貨たりしが一八六六年以後母國及英領全殖民地に於て法貨たるに至れり

並に述べたるが如く一八二五年の法令は其根本思想として英貨を以て地理上及貿

易上の關係に顧慮せず、總ての英領殖民地に對する最良の貨幣制度を爲せしものにして、外國金貨及弗銀貨の通用を認許せし、是れ唯英貨と相並びて流通し得べしと進歩せしに過ぎず、而して帝國政府は濠洲金坑發見の翌年濠洲の外錫蘭、モーリシアス及香港の銀貨流通地方に於て英國銀貨の最高支拂額に對し四十志の制限を附し、以て英國金貨制の移植を完うせむと精慮せり。

然るにサーヘルクレス・ロビンソン氏が香港、海峽殖民地錫蘭の如き貿易上銀貨の流通を絕對に必要とする殖民地にありては、金本位制の採用は有害にして到底之を實施し得可らざるを指摘するに及び、帝國政府は心ならずも母國金貨の一般適用主義を拋棄するに至り、一八六四年香港に造幣廠を設けソベリン金貨に代ふるに、西印度諸島同式なる銀弗貨の製造を開始し、一八七六年にはモーリシアスは錫蘭と共に印度の通貨區域に屬す可きものと認められ、ルビロ銀貨は同島に於ける本位貨幣とせられたり、又一八八七年英領マニラ島の貨幣改革には、同國ガマラの銀弗貨を本位とせしめて採用せり、帝國政府は斯く此等數箇の小殖民地に對し通貨範圍の主義を適用せしのみならず、自治殖民地たる加奈陀に於てし、一八七一年同接合衆國の幣制に同化するに至りしは、誠に述べたるが如し。

今英貨の流通せざる殖民地を通覽するに、加奈陀は合衆國金弗、ニュージーランド、

ドは固有の金弗、シラタリは西班牙の金銀貨を使用し、香港、海峽殖民地は西印度、印度、錫蘭及モーリシアス島はルビロ銀貨、英領マニラ島はガマラの銀貨を使用する所なり。

以上吾人は英領殖民地に於て通貨區域の形成せらるゝに至りし経路の要概を記述せり、附録の殖民地に於ては總て英國貨幣制度行はれ、濠洲諸殖民地、喜望峯、ナタールの南阿殖民地、ノジ、群島、セント・ヘレナ、マルタ島、西印度諸島、英領マニラ、西印度諸島、フックランド諸島、若かり、而して銀貨の法貨たる資格に關し、マルタ島に於ては之を五磅に制限し、濠洲、南阿、ノジ、セント・ヘレナに於ては四十志とし、其他の西印度、マニラ、西阿及フックランド諸島に於ては無制限に使用せらる。

英領殖民地中而して印度は一般英領殖民地と立場點を異にし、貿易地點として其權を發せしものにして、彼の北米に於ける殖民地の如く未開の種族間に建設せられたるものにあらざり、久しきに亘る傳來的通貨を有せる東洋文明の發源地にして、其貨幣は近世に於ける關係を除きては一般殖民地の通貨と異なる地位を有するものなり。印度古代の幣制は計量制度にして重量單位はリナ(一七五グレイン)と稱せしが、後に至りルビロ貨を使用するに至れり、ルビロ貨は英人の印度に至りし以前既に一五四二年百リナの標準額を基礎として作られたるものにして、一七六六アレインの景目を有せり、然れども

十七世紀の初葉印度諸港に於てはルピー貨より寧ろ西班牙幣貨の流通多かりしかば、東印度會社は常に西班牙貨を購入し印度生産物に對する支拂に供せり。是を以てエマツマス女皇は一六〇〇年西班牙貨幣に換せる貨幣を鑄造し之を印度に通用せしめんとせしが、當時西班牙及葡萄牙の印度貿易旺盛なりしかば該英貨は通商上重要ならざりしにより流通するに至らざりき。一六七七年エマツマを領するや純分一六七、八グレインのルピー貨を鑄造せしが、是れ亦廣く行はれず、クワイアの火鋸以後初て英貨の流通盛なるに至れり。

一八三五年に至る迄印度には三種のルピー貨存し、ベンガルにてはシカルピーと稱するもの、ボムベイにてはヌクトルピー、マドラスにてはアルコトルピー行はれ、其他印度全土に於てはなほ二十四種のルピー貨流通せり。斯く諸地方に於て種々なるルピー貨使用せられたしが、一八〇六年に至り東印度會社は亞細亞全領土に對し統一せる幣制を確立せんと企て、遂に一八三六年これを實施するに至れり。即ち一八〇六年同一量目の金銀二種のルピー貨を通用せしむるに決せしが、同年以後金に比し銀の流入額甚だ多かりしにより一八一〇年該計畫は多少の變更を加へられ、従來主として金貨を使用せしマドラス州に於ても亦銀の流入大なりしが爲め自然銀本位制に推移するに至り、遂に一八一八年同地方に於ても銀ルピー貨を本位と爲さんとし、ボムベイの鑄造を

廢止せり。

一八三五年東印度會社は銀貨を以て印度に最も適すとなし、一定のルピー銀貨を英領全印度の本位貨とし、金貨は爾後法貨たらざる可きを宣せり。新貨は會社ルピーと稱し、舊に一八一八年マドラスルピーに付き定めし同一量目とし重量一六〇グレイン、純分十二分の十一とせり。該貨は東印度會社滅亡後も依然存續し、一八六二年貨幣の利印を會社の徽章に代ふるにダクトリア女皇の肖像を以てし政府ルピーと改稱し、一八七〇年印度貨幣條例を發布せしが其品位量目に於て何等の變更なく現時と雖も猶當時の量目を持續するものなり。該貨幣條例は單に銀貨を以て法貨とし無制限の支拂手段たる可きを規定し、政府は三分の手数料を徴し自由造幣の制となせり。一八七六年更に印度内地のルピー貨と雖も英國ルピー貨と品位價格を等しくするものば之を法貨と認むるとし、一八八一年に至り葡萄牙鑄造のルピー貨をも承認せり。

一八三五年印度に於て銀本位制の樹立せられたるは上述の如くなるが爾後屬金貨の流通余てられ、一八四一年納稅に金貨の使用を認め金銀の比價を一對五と定めたり。カリフォルニア及滿洲の金坑發見せらるゝや印度に金の輸入を企つるもの多く、その結果印度政府は自衛上法令を發し一八五三年以後金貨は東印度會社の領土内に於て國庫は之を收受せざる可きを規定せり。數年を経て一八六四年再び國庫に於てソペレ

イン金貨を受納するも、多量な法貨を不可きつに照し委員を任命して調査する所あり、一八六八年ソールン貨、ソリア貨、其他の金貨を國庫にて收受す可きを望みたり、之を要するに此時代に於ける印度政府の政策は、單本位制より複本位制に移らむとするに在りしが如し。

此間歐洲に於ては、一八七一年南邊の幣制改革あり、本位銀貨廢止せらむ銀價の下落一層甚しく、次で一八七四年羅甸同盟諸國の銀貨自由鑄造を停止するや銀價の下落漸々として止まず、ルビー銀貨の價格も漸次下落し、銀本位制の維持を不可能ならしむるに至れり、蓋し印度政府はルビー銀貨を以て租税の他の收入を徵收するに反し、公債利率、年金、俸給、歐洲諸國よりの輸入品、その他英國政府鐵道の收益等總て金貨を以て支拂ふを要せしを以てなり、即ち印度政府は倫敦の印度事務局をして銀貨徵收の歳入を爲替資金として手形を發行せしめ、印度商品の輸入者に賣却して金貨を得之を以て金貨拂債務に充つるものなれば、印度政府は多大の損失を蒙らざるを得ず、此外金貨國との爲替相場が動搖常なく貿易を阻害するのみならず、金貨因より資金の流入を妨げ、官民共に銀價の下落に苦みり、されば銀價恢復の希望盛にして幣制改革の必要を感ずるも切なりしが、此際合衆國の發出により一八九三年ブロンクス萬國貨幣會議開催せられ、國際複本位制の成立に盡力する所ありし、何等の決議を見るに至らずして解散した

るを以て、印度政府は意を決し一八九三年六月斷然造幣局を閉鎖し銀貨の自由鑄造を廢止すると共に、政府は銀貨一ルビーに付き英貨十六片の割合を以て英貨金塊を受納す可しとの法令を發布せり、其結果倫敦の銀相場は造幣局の閉鎖と同時に暴落し、合衆國に於ても同年購銀政策を廢止したりしかば、銀は酒々として印度に流入し其價格は逐年低減するに至れり、政府は騰カウンスル、セルの發行を止め之を防止せむと努めし、その效なく銀價低落の勢底止する所を知らざりき、一八九七年以後初めて銀價格漸く騰貴の傾向を示し、九九年にはルビー相場一志四片に達するを得たり、この年以來銀の流入止み銀貨自由鑄造の停止は益その功を顯はし、政府は更に一志四片の相場にて金を買入れ之が爲め貿易を利し金は漸次印度に流入せり、斯くして印度は金本位の基礎を得再び銀價下落により蒙る可き損失を免れ得るととなれり、一八九七年來佛二國の提案ありし、依然銀貨の自由鑄造を許さざりき、一八九九年終に英本國及英領諸國の造幣局發行に係る一磅及半磅金貨に對し一磅に付き十五ルビーの比例を以て印度に於ける無制限法貨たるの資格を付與するの法令を發布せり、又印度及倫敦に金貨資金を設け、之に對して爲替手形を發行するの制を創め銀貨及紙幣に對する保護となし、茲に金爲替本位制を實行するに至れり。

爾後印度の幣制改革の成功に鑑み、金爲替本位制を採用せむとする者漸次多きを加

、比津實政府は合衆國政府に交渉し、一九〇三年を以て實施し、墨西哥政府は米國政府の任命したる國際貨幣調査委員の提案を容れ、一九〇五年迄に金爲替本位制を實行せり、其他パナマ共和國は一九〇四年米國と協議して同制を採用し、英佛所領東洋殖民地も亦久しからずして同制を實施せむと企つるもの、如し、請ふ章を改めて之を説かむ。

第三 佛 蘭 西

佛國殖民地に於ても亦英國殖民地と同じく正貨の缺乏甚しかりき、而して母國政府が殖民地に正貨の輸出せらるゝを好まざりしは英國と其軌を一にし、一六九九年佛國政府は加奈陀に本國貨幣の輸出を禁止せり、されば加奈陀に於ては海狸革、穀物をゲテカリブ、マルチニク島等に於ては砂糖、煙草等の殖民地産物を通貨として使用し、外國に對する支拂には西班牙貨を以てせり、而して其流出を防止し之を殖民地内に保留せむが爲め一般に實價以上の價格を付與せり。

一六七〇年佛國政府は四印度會社の請願を容れ北米殖民地の爲めに母國貨幣と同景目の貨幣鑄造を許可せし、僅に八萬ソリンを鑄造せしに過ぎざりき、一六七二年佛領亞米利加に對し本國貨幣に依り計算す可きを命じ、十五デニールに當る可き一ソルは殖民地に於て二十デニールの價を有するものと定め、以て殖民地より正貨の流出するを助がむと企てたるも其効なく却て貿易關係を擾亂せり、一六八五年加奈陀總督は通

貨の缺乏を補はむが爲め紙幣を發行せしが、格別の困難を生ずるゝ無かりしを以て一六九〇年再び之を試みしに流連意の如くなり、殊に程なく戦端開始せられ紙幣價格暴落するに至れり、於是、一七〇六年佛國政府は十五萬マルクの銅貨を鑄造して之を殖民地に供し、以て紙幣を回收せしめたり、されど又忽にして正貨の不足を告げしかば、一七二一年ロウソウ會社に於て十八デニールに當るべき一マルクを以て二十デニールを鑄造し、總計十五萬マルクの銅貨を鑄造して之を送附したりしが、殖民地人民は之を喜ばず紙幣の受授を好みしかば、會社は直ちに十二デニールと爲せし、依然紙幣を使用せしを以て、政府は一七二九年殖民地に於て四十萬ソールの紙幣を發行せり、而して正貨と同じく初めより其價格は母國に於けるより三分の一の高價を以て發行せり、其後相次で紙幣を發行せし外、總督は支出の必要に迫られ、賤債券を發行せり、斯くて一七五〇年には加奈陀に於て既に約百萬の紙幣を見るに至り、正貨は殆んど其影を止めず、唯四印度殖民地のため多少正貨の鑄造せらるゝのみ。

佛領四印度アンチレン島に於ては貿易盛にして、其經濟狀態は加奈陀に比し遙かに其好なりき、然れども其生産物は之を母國に輸出するの義務を有し、外國に對し奴隸、食料品等の代價を正貨にて支拂ふを要し、爲めに常に流通手段の不足を感じたりき、而して該殖民地の通貨は同地の爲め特に鑄造せらるゝソール貨にして、此外西班牙のヒ

フラン貨は九ペーブルの價を以て流通せり。革命戦争の開始せらるゝや母國貨幣の輸入杜絶し、遂に外國貨幣殊に葡萄牙金貨、西班牙銀貨を輸入するに至り、殖民地人民は之を切斷して小貨幣となしモコス(Moos)と稱せり。革命戦争終了後一八一七年モコスは廢止せられ、母國の小貨幣之に代れり。一八五五年に至り遂に外國貨幣の流通全く廢止せられ、母國貨幣は同島に於ける唯一の流通手段となれり。

セントドマング等には輸入外國貨幣の切斷せしものにエスカリン(escallins)と稱し、又マスカレーニ島に於てはCapitan General Decanにより葡萄牙船より採奪せし金銀を以てピアストル、タケン貨を鑄造せしと云ふ。

レユニオン島に於ては初め印度會社の發行せし紙幣は唯一の支拂手段たりしが、其價格漸次下落し遂に一七九三年殖民地人民は御辨を貨幣として使用するに至れり。一七九七年政府が御辨に對する課税を高むるや支拂手段として倉庫證券を使用せり。

佛領印度に於てはルビイ貨流通せり。この外印度會社は一七一九年より一八一六年に至る鑄造するの權を得、又小銀貨銅貨金貨をも鑄造せり。一七九三年より一八一六年に至る同該地方は英國の支配する所となり、サンゲセリーの佛國造幣所は閉鎖せられしが、一八一七年に至り佛國之を回復し再びルビイ貨の鑄造を開始せり。英國政府は其領土内に於て該貨の流通を禁止せしが、其品位英國ルビイに比し優りしを以て商業上之を使

用するもの多かりき。一八三〇年に至りマドラス政府が佛國ルビイ貨を國庫に收受するを願し、一七九九年に對し英貨二百十九ルビイを支給するに至るや、佛領サンゲセリーに於ては單に三百十三ルビイ中を與ふるに過ぎざりしかば造幣廠は收支相償はずして遂に閉鎖せり。然るに一八三七年マドラス造幣廠の閉鎖せらるゝに及びサンゲセリーは此機に乗じ直に十五萬ルビイを鑄造せしが、英國に於ても亦再び其鑄造を始めて之を助け、遂に佛國をして一八七〇年永久に該造幣廠を閉鎖せしむるに至れり。現時印度地方に於ては佛國貨幣は全然其姿を消ゆ、専ら英國貨幣のみ流通するを見る。

一八二七年佛國政府は佛領全殖民地に於てフラン貨を本位と爲す可きを命じたりしが、其供給不充なりしを以てなほ從來の外國貨幣の通用を認め強制流通力を付與せり。一八四六年以後佛國政府は殖民地の爲めに特別な貨幣の鑄造を廢棄し漸次外國貨幣は法貨たる資格を失ふに至り、一八五五年以降始めて兌換券を發行して以て外國貨幣に代らしめたり。アンチレンに於ては一八五五年レユニオンに於ては一八七九年之を實施せり。

斯くてフラン貨は現時佛領殖民地中、印度支那を除き一般に計算の單位となり、母國と同一の幣制を有するに至りしと雖も、なほその他の支拂手段の流通するものあり。北

大西洋及太平洋諸島に於てはなほ墨西哥の通用貨幣が多く、印度支那に於ては前世紀の末葉銀貨の下落著しかりし結果、九〇三年以後墨西哥の輸入を禁ぜしが、既に國內に存在せし墨西哥幣及サハグ(Real)と呼ばるゝ力孔銀及該地方のため母國に於て特別に鑄造せられたる諸種の貨幣流通し、安南カムボウヤ等において金銀地金し亦通貨として使用せらるゝ所なり、佛領コンゴにては土人との交易上セトン(Touton)と稱する八種の貨幣流通し、コロン地方に於ては該地方の商事會社が一八八九年特殊の貨幣を鑄造せり、又ニューカレドニアに於ては該地の三德業會社の白銅セトン貨流通し、西阿弗利加の土人はザンワバルより傳來せる貝殻を使用す、又クワンパッサムの土人が使用せる青銅貨は近時に至るまでヴァブール、マンチヌヌ、バーミンガム等に於て鑄造せられし所なり、然れども是等の地方も母國との貿易の發達するに従ひ漸次母國幣制の移植せらる可く、現にコロン地方に於ては既に、八九〇年母國の制度を採用するに至れり。

佛領殖民地に於ては上述せし貨幣及銀行券の存する外更に殖民地金庫手形(Bons de Caisse Coloniale)あり、強制通用力を有する紙幣に外ならず、アンチレン及レユニオンに於て一時限に使用せられたり、其發行額は殖民地知事の決定する所にして發行額と同額の正貨を準備するものなれば、單に正貨の代用をなすに止まり伸縮作用を有する兌換

券と異なれり。

殖民地金庫手形は殖民地に於て外國貨幣に對し法貨たる資格を喪失せしめし際及於幣恐慌の後に於て發行せられたり、斯る前記の場合にアンチレンに於ける一八五五年、レユニオンに於ける一八七九年の發行にして、後の場合はアンチレンに於ける一八八四年八月發布の法令に於て見る所なり、此等の場合に於て殖民地住民は通貨の必要を感じ、殊に外國に對する支拂に多額の貨幣を要し之を得むが爲めに彼等は銀行に赴きて銀行券の兌換を請求す可く、銀行は忽にして正貨準備の減少を來し業務を繼續し能はざるに至るを以て、銀行は正貨と同ーに見做されたる金庫手形を以て正貨準備となし以て銀行券の兌換に應ずるを得可し、之を要するに殖民地金庫手形の發行は正貨の不足を生ぜし際、一時之を緩和するの制度なるを知る可きなり。

第四 獨逸及和蘭

獨逸保滿領に於ては近年に至る迄各殖民地其幣制を同うせざりき。

カメルンに於ては、一八八六年本國の貨幣制度を移入し獨逸貨幣を以て法貨と定めたり、然れどもなほ外國貨幣の流通を禁ぜず、又土人との取引には物品を以て支拂手段とする習慣を認めたりしが、翌一八八七年一月外國貨幣の相場を定め、同年四月には土人との取引に際しては賣買物件の價格は常に母國の貨幣單位たるマルクを以て表

し唯銀貨の流通を妨止するに努むるのみ。
次に和蘭は最初より殖民地に本國貨幣を流通せしむるの主義を取り、東印度會社は常に母國より巨額の正貨を爪哇、檳榔嶼、暹羅に輸送せり。されど同島には本國貨幣の外向從來土民の使用せし通貨存せり。十八世紀の後半に至り東印度の状況不真なるや漸次正貨は流出して紙幣之に代るに至りしが、正貨準備の不足により忽ちにして價格の下落を見たり。

英國が一八一一年以來一時蘭領印度を領するや同一四年ジャバ、スマタラを流通せしめ紙幣の流通を廢止するに決りたり。當時英國政府は正貨の流通を盛ならしめんがため多大の損失を蒙るに至りしが、和蘭に遷附するに及びて再び紙幣は主たる通貨をなすに至り、銀貨は市場より驅逐せられしが銅貨は終に流通せり。蘭領印度政府は兌換の基礎を安固ならしめんが爲め、一八二五年印度カヤカッタの會社より千五百萬ルピーの銀貨を借受けんとせし。印度政府これを喜ばざりしを以てその意を果さず遂に和蘭政府は八百萬グルテンの金銀貨、六百萬グルテンの信用及同額の銅貨を貸與せり。この正貨協定を得て一八二七年初めて新貨を以て代らしむるを得るに至り、紙幣は一定の償還法により信用證券と引換へられたり。然れども土民は銅貨を愛好し一八三二年嶺南地政府は銅兌換券を發行せしめ爾後益々銅貨の流通を増加せしが、一八四一年に

至り政府は貨幣改革を行ひ銅貨を引上げ新たに政府紙幣を發行し銀貨拂借務に對する法貨となせし。一八五四年遂に本國の幣制を移植して銀本位制を施行し、銅貨は本位貨たる資格を失ふことなれり。而して母國より遂に銀貨を移入し銅貨の發行額を制限せり。既に一八七五年に至り母國に於ては金貨は再び銀貨と相並びて本位貨たるに至り、金銀の比價を一對一五、六、二、五とし、二年を経て一八七七年銀貨の自由鑄造を廢止するに至りしかば蘭領印度に於ても亦同制を移入せり。

現今印度に存在せる蘭領諸殖民地に於ては孰れも母國の幣制行はる。市場流通貨は銀行券の外補助貨たる銀貨、銅貨にして、金貨は銀行に貯藏せられ一般市場に流通するをなし、外國貨幣としては英國磅貨最も多し、並し旗行者の之を欲するに因る、亞西群島、香港、南洋、峽、檳榔嶼地方の小貨幣亦流通す。

蘭領東印度に於ては從來偽造貨多く、此等は新嘉坡地方の私鑄に係るものにして近年殖民地政府は鋭意之が整理に努むる所あり。新嘉坡地方發行の貨幣に對し嚴密なる規定を設け、又スマタラ、ジャバ、スマタラに於ては、一七九九年約四百五十萬グルテンの紙幣流通せしが、銀幣額は三割に過ぎざりき。一八一四年和蘭貨一グルテンはスマタラの紙幣一、四分の一となり、一八二一年には、八二となり、二六一年に至りては三、〇に膨脹せし事實は以て幣

制の紊亂を顧ふに足る可し、斯く紙幣の下落甚しかりしかば同地方に於ては既に一八二七年母國幣制の移植を見たり。

第三章 諸殖民地に於ける金爲替本位制の採用

一八七〇年以降銀貨漸く下落し、文明國は争つて銀貨を排斥し、金貨を用ひんとするの形勢を呈するや、従米銀貨國を以て知られたる東洋諸殖民地に於ては所謂金爲替本位制なる方策を創始し、中米諸國亦相次で之に倣ひ、以て金銀比價の激變より生ずる國際貿易上並に資金輸入の障礙を除くに至れり。

抑も金爲替本位制とは金を以て價格の標準となすも本位金貨は必しも之を鑄造せず、名目貨幣たる銀貨を以て無制限法貨として専ら之を國內に流通せしめ、其自由鑄造を停止して供給を制限し、同時に内外重要の市場に金を貯へ一定の率を以て銀貨と引換へ、又銀貨に對して金貨爲替手形を賣出し金を納めて銀貨を請求する者には之を交付し、以て國內に適切なる貨幣を供給すると同時に金貨國との貿易上、金銀爲替相場の変動より生ずる不利益を除くするの制度にして、其範を羅甸同盟國及北米合衆國に於て行はるゝ、故行本位制に取りたるものなり、さればその趣旨に於て故行本位制と雖も異なるなく其實質を同するものなり、然れども事實に於ては兩者の間劃然たる區別

存し其由來形體を共にせず、即ち故行本位制にありては金銀二種の本位貨幣存在し相違んで流通すと雖も、金爲替本位制にありては流通貨幣は主として名目銀貨にして必しも本位金貨の發行を必要條件とせず、唯金の一定量を以て價格の單位となし、金に對して銀貨の交換比を法定し其法定比價に準據して銀貨を引換へ、又外國に宛てたる金貨爲替を支拂ひ得べき金の準備あれば足れり、更に故行本位制は複本位制より變遷せしものにして、金爲替本位制は銀本位制を改めて新たに採用せしものなり、前者は兩本位國に於てグレッシュム氏法則の爲め金貨の驅逐せらるゝに耐へず、金本位制に移るべき過渡の手段として已むを得ず採用せられし制度なるに反し、後者は銀貨を以て適當なる貨幣とし、銀本位制を取れる中閉國に於て金貨國との貿易上の不利を避けむがため採用せらるゝに重りし制にして、學理を基礎として新たに案出せられたるものなり、是れ金爲替本位制が故行本位制と事實上相異なれる主要の點なり。

金爲替本位制の實行上必要とする條件三あり。(一)金に對して銀貨の比價を法定するを要し、其比價は過小過大なる可らず、法定比價と市場比價との懸隔大なれば銀貨の鑄造を誘致す可く、又過度に近接するときは銀價格の小變により銀貨は市場を去り貨幣の缺乏を來すの虞ある可し。(二)政府に於て市場の需要に應じ銀貨の供給を伸縮し適度を保たしむるを要す、此目的を達するの最良法は國庫に於て自由に金銀の引換に

應するに在り、而して金の請求は多く外國に於て起るものなるを以て、豫め海外重要市場に金を貯へ置き、金貨爲替手形の資金とすを便とす可し。(三)金貨爲替手形の發行又は金銀引換によりて收受せる銀貨は之を蓄積し置き、金を提出し銀を請求する者又は外國市場振出の銀貨爲替支拂の要求ある迄再び之を發行せざるを要す。是れ市場銀貨の過多を矯正するに必要なる手段なり。

金爲替本位制の主要なる利益として、曠ぐ可きもの左の三點あり、曰く、實利國又は未開國に適切なる幣制を供すると、銀の用途を増大し其價格を保持するに力あると、及覆本位制の如く列國の合意を要せずして發行し得可きと是なり。

以上吾人は金爲替本位制の概要を述べたるを以て、是より進んで同制實施の状況を略説せむ。

金爲替本位制は、一八九三年英領印度の幣制改革に端を發し、一八九九年其確立を見爾後諸國に於て採用せらるゝに至り、而して英領印度に付ては既に之を述べたれば、附録の諸國に付き順次其大要を述べむ。

海峽殖民地は古來東洋貿易の中心市場にして、從來各國の貨幣流通し錯雜を極めしかば、既に十六世紀の初より屬幣制の確立を企てたりしが、近時に至るまで西班牙銀貨、墨西哥幣及英國幣等専ら流通せり、今舊時の幣制を一替せん、一八六七年印度政廳の

幣制を離れ殖民省の直轄に移さるゝや、政府は爾後印度銀貨を法貨と認むるを禁じ、同時に同年四月一日以降香港造幣局の弗貨、西班牙、墨西哥、ペリヤの弗銀貨及殖民地長官に於て時に指定する其他の銀貨を以て法貨と認むるの法令を發布せり、而して一八七一年英國造幣廠に於て該殖民地に流通す可き補助貨の製造を開始せり、一八九〇年十月に至り總て法貨に關する従前の法令を廢止し、墨西哥幣を以て價格の標準となし、同時に日本圓銀、香港幣、英國貿易幣を無限法貨と定めたり、後來英國貿易幣及日本圓銀の法貨たるを廢し、重ねて墨西哥幣を以て標準貨となす旨を宣言すると共に、香港幣及新開墾の英國幣を法貨と認め、墨西哥幣と等價に流通せしめたり。

斯く海峽殖民地の本位貨幣は墨西哥幣なりしが、一八九三年印度造幣局の銀貨自由製造の廢止と米國のシヤーマン條例の廢止とは銀價格下落の大勢を助長して、殖民地の經濟上不利頗る大なりしかば、英國殖民大臣は外國爲替の安定を計るの方案を諮問せしに對し、殖民地政廳の任命せし調査委員は支那商人を除き、一般商人はいづれも銀價下落を不利とする旨を報告せり、然れども遂んで金本位制を直ちに採用すべきやに關しては委員間の意見一致せず、其後幣制改革の論争絶えざりしが、一八九七年八月新嘉坡商業會議所は英國金貨を本位とし、殖民地の弗銀貨を英國金貨と志し、同價とする方案を立て、政府に促す所ありしが、該計畫は實施を見るに至らずして終れり、一九〇二年

六月新嘉坡商業會議所は再び本國殖民省に對し爲替相場を抑制すべき方法に付き陳情する所あり、遂に殖民大臣は委員を任命し該問題の調査をなさしめしが、其結果委員會は金本位制の實施を可とするの意見を發表し、大要左の如き法案を立つるに漲れり、即ち

- 一 現今東洋に流通する英國銀幣と同一の品位量目を有する海峽幣を鑄造し漸次暹羅幣並に英國幣の流通を廢止する。
- 二 暹羅幣及英國幣の輸入を禁じ同時に新鑄貨の輸出を禁ずると。
- 三 市場一般に流通するに至らば政府は新幣貨の鑄造を停止し其供給を制限して人為的に價格を上騰せしめ金貨に對し一定の比價を維持せしめ此價格に依て金と引換に新銀貨を鑄造交付する。
- 四 此一定割合により新鑄貨を法貨となす。

右の法案は立法部を通過し九月廿五日より實施せられ、新幣貨は十月より世上に流通し遂に一九〇六年一月廿九日に於て新銀貨一弗に對し英貨二先四片の割合を法定せり。

支拂には總て米國貨幣を以てし之を公納に用ひしめしが故に貨幣制度を一層複雑ならしめしが、遂に幣制改革を斷行せしむるに至れり、即ち一九〇三年の比律實貨幣條例是なり、今該條例の重要なる諸項を擧ぐれば左の如し。

- 一 重量十二クレイン九品位九百の金を以て價格の單位となし、之をペソと稱す、但し實際之に相當する金貨を鑄造せず。
- 二 重量四百十六クレイン品位九百の銀貨を鑄造し前項の金貨を代表せしむ、又是之同一の比例による補助銀貨及白銅貨を鑄造す、銀貨の鑄造高は七千五百萬ペソを超過す可らず。
- 三 比律實政府はペソ銀貨を代表する兌換銀券を發行するを得。
- 四 貨幣の平價を維持し且銀貨増發の必要に際し新に銀塊を購入するため金準備を敷く而して此目的を達するため比律實政府は十萬弗を超えざる範圍に於て年利四分、期限一箇年の公債を發行するを得。
- 五 契約上別段の定めなきときは米國金貨及新ペソ銀貨を以て無制限法貨とす、但し一九〇三年末目前に成立せし債務は其契約當時の法貨を以て支拂ふを得、又新補助貨は十ペソを限り法貨とし、一九〇三年末日以後は從來の貨幣に對し法貨たるの資格を認めず。

以上は新貨幣條例の要點にして、其實施上詳細の規定は之を比律實政府の施設に委せり、斯くて條例發布後其實施のため公債を發行し、同年七月より新銀貨は僅にマニツ市場に輸送せられ先づ政府支拂の用に供せられしが、十月に至り比律實金貨本位條例の制定を見たり、其要點を擧ぐれば左の如し。

一 比律實大蔵省に金貨本位基金部を設け公債の手取金、新貨幣造より生ずる造幣益金、爲替手形の賣買益金、其他新貨幣供給に關する雜收入より成り、是を以て新貨幣の平價を維持し且新貨の普及に關する費用支拂の用に充つ、而して此基金は其一半をマニツに他の一半を紐育に置く。

二 新貨幣の流通に關し比律實大蔵省内に通貨局を新設し通貨局長をして之を監理せしむ。

三 貨幣の平價維持の爲め左の三種の償還法を設く。

(一) 比島大蔵省は要求次第比律實若くは合衆國の貨幣引換に紐育の金本位基金部宛の爲替手形を賣却するの權利及義務を有す。同様に紐育の基金部も亦マニツの基金部宛爲替手形を賣却す。

(二) 比島大蔵省は合衆國大蔵大臣の認可を得て、弗に付二マニツの割合を以て比律實貨幣を合衆國紙幣に以合衆國紙幣を比律實貨幣に交換するを得。

(一) 比島大蔵省は合衆國大蔵大臣の認可を得るべきは比律實貨幣に對し合衆國金貨若くは金塊を交付するを得、但し此場合に於ては市場の状況に應じ紐育、マニツ間の金貨輸送費を償ふに足る手数料を徴收す。

上記の新貨幣法實施に關し當局者は從來群島内に流通せし舊貨幣の處分に付多大の困難を感じ、當初合衆國政府は單に條例中に舊貨は一九〇三年末日限り其効力を失ふ可き旨を規定し、比島大蔵省をして時々公表する割合により新貨と交換引上げしむるとせしが、舊貨は多年の慣習により依然市場に流通し容易に新貨を以て代りしむるに能はざりし、而かも政府は新貨を以て國庫の支拂に充て其流通を奨励せしかば、一時島内の幣制を上に錯雜ならしめたり、然るに一九〇三年内作に會し貿易差額群島に不利にして舊貨幣過多として海外に流出したるの結果偶々舊貨處分の好果を得たりしも、同年末日後舊貨を無効とするの法令は諸外國に存在する舊貨をして再び群島内に集中せしむるに至り、是に於て比律實委員は幾度か其處分法につき政究する所ありしが、當時利害關係者の多數は舊貨幣を平價にて新貨に引換へむきを希望せり、然れども舊貨の平價償還は舊貨の流入を招き政府の失ふ所量り知る可らざりしを以て、比律實委員は積極的政策を行ふの外途なきを覺り、大要左の手段を講ずるべきとせり、即ち

第一 一九〇四年一月一日以後官公吏員の俸給報酬は新貨を以て支拂ひ、租税其他の公納金も亦新貨を以て納めしむる。

第二 同日以後政府は墨西哥幣を一切領收せざる旨を告示し、同時に西比通貨の償還を同年七月一日迄持續し、新貨との交換率は時々政府に於て公表し且十月一日まで政府に對する支拂に用ふるを許し、同日以後全然地金として取扱ふ可きと。

第三 政府預金所たるマニラの銀行と契約し速に西比通貨を市場より引上げしめ而して之を政府預金の返還に充つるを得せしめ、同時に大藏省は該契約期間を限り地方財務官をして西比通貨と比律實新貨との公定交換率に基き墨西哥幣を代納するを許すべしと。

第四 内國通貨の輸入を禁止し又同年九月三十日以後舊貨を以てせる凡ての契約に對し從價税を課し同日以後舊貨を以て取引する商人に特別税を課するも、但し右期日前に爲したる契約、輸出の目的を以てする舊貨の處分、政府への賣却其他の例外を認むる。

第五 舊貨處分に關する規定を説明し速に償還せられむことを勸誘し、該布告は諸國語、地方語に翻譯して島内對る處に配布する。

以上の如き積極政策は大體に於て成功し舊貨幣は漸次引上げられ、新貨は今や群島

内に替く流通するに至れり。

海峽殖民地及比律賓群島の外佛領印度支那に於てもまた既に述べしが如く幣制改革を企て、金貨替本位制に移るの階梯として一九〇三年先づ墨西哥幣の輸入を禁止せり。

印度支那に於ては是より先き銀價格の下落甚しかりし爲め輸出業者に對しては一時利益を供せしむ之に反し政府に於ては租税の大部をピアストル銀貨を以て收納し其支出の大部は金によるものなるを以て之が爲め蒙る損失甚だ少なからず、されば之が救済策として諸種の方策を考究するに至れり、而して一九〇二年暹羅の實施せし所に倣ひ直ちに金貨本位制を採用せむとするは清國其他の銀貨流通國との貿易關係上到底之が實行を許さざるものあり、又母國に於て懸貨となりし五法のエクス貨を移入せむとの計度も實施せらるゝに至らず、遂に一八九三年英領印度に於て行はれたる先例に則る可きを決せり、然れども此種の改革を斷行するに當りては豫め之が準備を要し、先づ本國製造のピアストル貨と相並んで流通せる墨西哥ピアストル貨を市場より驅逐せざる可らざるを以て、一九〇三年外國銀貨の輸入を禁止し墨西哥ピアストル貨は再び輸入せらるゝを無きに至れり、并人は印度支那に於ても更に一步を進めて金貨本位制に移るの目途からざるを信ず。

以上東洋諸殖民地に於ける最近の幣制改革につき其大要を述べしが、金爲替本位制は爾餘の銀貨國たる墨西哥、パナマ共和國に於ても亦實施せらるゝ所にして、獨り清國の幣制改革問題は懸案として殘存し未だ解決を俾ぐるに至らず。此等諸國の幣制改革は殖民地の幣制改革と關聯する所少なからざれば數百を費すは敢て徒勞に非ざるべし。

墨西哥は古來銀貨を以て本位とす。一五一八年西班牙軍により征服せられ風ニヒノ・メグ・レアル貨を鑄造せり。一五四五年銀坑の發見以後多額の銀貨を鑄造せり。一八二四年墨西哥共和國となり爾來墨西哥幣として知らる。一八七〇年銀價下落の端を發するや墨西哥亦銀貨國として多大の打撃を蒙れり。而して列國相率つて金本位制に移れるに拘らず獨り銀本位制を固執するに於ては貿易關係上不利なるの點亦少からず。然れども墨西哥は頗る銀價に富み銀は同國の主要輸出品なりしを以て政府は銀價の低落を來すべし貨幣政策を採り難く、又銀坑所有者は銀本位制の維持に運動し容易に金本位制を樹立するの運に至らざりしが、世界の大部分は遂に同國をして金爲替本位制の採用に着手せしむるに至れり。墨西哥政府は一九〇二年合衆國政府及支那政府に對して爲替の安靜を計る可き方案につき協力を求め此等の諸國と歩調を共にせむとせり。合衆國政府乃ち之を快諾し、列國の東洋諸殖民地を同一の貨幣基礎に立たしめむ

とし各國政府の同意を得たり。その決定せし所に曰く、銀貨使用國に於て一定の金價格を以て無制限法貨たる銀貨幣を基礎とする金本位制を採用するは此等の國の發達を大に増進せしむ可く又資本放下の機會を大ならしむるの外、此等の國と既に金本位制を有せる國との間の貿易を奨励せしむ可し。此結果に達す可き最良の手段に關し列國間に絶對的の合意を見ざりし、多くの場合に於て金本位と新銀貨との間に金銀の比價を、對三十二とす可しと同意せり。

是より先き合衆國政府は比律賓に於て金爲替本位制を採用するの法律を制定し、一九〇四年パナマ及地峽地帯に於て、一九〇五年墨西哥亦同制を實施せり。

金爲替本位制は英領印度に於てルビ銀貨の自由鑄造停止せられし以來十數年を経過し、比律賓、墨西哥等に於て新制の確立せられし以降亦數年を経過し、この間の經驗は能く此制度の基礎の健全なるを表明するを得たり。初め印度に於て銀貨の自由鑄造を停止し銀貨に一定の金價格を保たしめんとせし計畫は金爲替本位なる方を立案するに至りて遂に其目的を達するを得、當初懸せられたる多くの疑點を氷解せしめたり。即ち先づ第一に金銀の法定比價は銀塊價格の下落により何等の影響を蒙らざるを明にせり。而して銀塊相場變賣の場合にありては其上昇法定比價を越ゆるときは、グレッシュム氏法則の適用を免れ、若くして銀貨は遂に市場に跡を絶つに至るべし。是を以て比

律貨は一九〇六年銀貨、メソの量目を純銀三七・グレインより二四七グレインに減少するに至れり、蓋し一九〇三年制定の量目は墨西哥幣と殆んど同一にして、當時銀貨の低落其極に在り、今後の銀價騰貴に對し深く注意する所なかりしと且つ急激なる量目の減少は或は新貨の不信を惹起する虞ありたればなり。

墨西哥に於ては銀價騰貴の騰貴法定比價以上に逸するや、銀に打歩を附して賣却し、多額の舊銀貨國外に輸出せられ、是を以て金貨を鑄造し此等の金貨は多くは紙幣發行銀行の準備金となり殆んど金貨國たるの資格を有するに至れり、次で再び銀價暴落するに及び之を補助貨幣充足に供せり。

危殆に陥る可きを論ぜり、コナント氏は此等の説を駁し、公債の發行は實に爲替資金缺乏の際適應すべき手段ならざる可らざるを是認し、又印度に於ける當年の経験に徴して爲替資金の移動には一定の限界存するを見るべく、需を無限の現象は決して發現する可き無きを論ぜり、又金爲替本位制に對する論議は時として兌換銀行券に關する意見と其軌を一にするものあるを説破し、一時に全銀行券の兌換請求ある場合を憂ふるも同一の懸懼を抱く者ありと雖も銀行多年の経験は此疑問を氷解せり、金爲替本位制に關しては亦實質上同一方法により解決せざる可らずと論じ、更に金爲替本位制は實に銀行券制度を名目貨幣に照用擴張したるものと云ふ可く、名目貨幣は金屬的銀行券にして未開後進國にありては此制度の利便とする所甚だ少なからざるを論ぜり。

第四章 日本殖民地貨幣制度沿革

第一 臺灣

臺灣の我領有に歸して以來十有五年、同島の幣制問題は久しく解決を見ざりしが明治四十二年に至り漸く完結を告ぐるを得たり、顧みれば此間幾多の難關を経過し其経

路は波瀾曲折に富み、以下項を追ひて臺灣幣制史の概要を記さむ。

一 領臺當時の通貨状態
臺灣の割讓以前に於ける通貨状態は清國と同じく一定の法貨存せず、馬蹄銀、西班牙幣、四野幣、香港、廣東、新嘉坡等の小銀貨及各種の銅貨並び行はれしが、馬蹄銀は取引金額の大なるものに付き極に使用せられ、自島と稱せられし無傷墨四野幣もその數少なく、商業上一般に使用せられしは粗銀、有傷の野貨、圓銀等及銀仔、銀、銀、銅、私錢等の小貨幣にして、割削若くは毀損の結果秤量鑑定によりて取引せられ、各貨間一定の比價なく常に時價を以て受授交換せられ、計算の單位は元と稱せしが、地方によりその實價を異にせり、然るに同島の我版圖に歸するに及び政府は經費支拂の爲め多額の日本銀行兌換券、圓銀貨及補助貨幣を移入し、爲めに同島の通貨は更に一層の複雑を來せり、而して政府は軍政中止むなく在來の粗銀を租税として收受するを默認したりしが、明治二十九年四月民政を布くに及び専ら本邦通貨を公納に用ひしめその普及を計れり、當時一圓銀貨は品質形狀共に從來の流通貨幣に優りしを以て一般土民に歡迎せられしが、兌換券に至りては土民未だ信用券の受授に慣れず往々支那錢莊の銀票と同視し忽ち銀紙の間に二割の打歩を生じたり、是を以て政府は兌換券の價格を高め圓滑なる流通を圖るが爲め出納官憲をして其交換を行はしめ、次で日本銀行をして交換所を開設

せしめ日を期して交換をなさしめたり、之が爲め土民も漸く兌換の事實を解しその使用を嫌忌せざるに至れり、斯くて兌換券は漸次其流通區域を擴張し、當時政府は別に臺灣に貨幣條例を施行せざりしも事實上内地と同一の幣制を有するに至れり、然れども未だ一圓銀貨及兌換券の總量多からず、日常土民相互間の取引は主として舊銀貨により、

二 本邦貨幣法實施と臺灣の幣制

明治三十年三月政府は貨幣法を發布して金貨本位制を採用し十月一日より之を内地に實施する事となりしを以て、茲に臺灣の幣制は之を如何にす可きやの問題を生じ、臺灣の舊慣及對岸支那との關係は當時なほ銀貨を使用せしむるを要せしし、また他國に於て經濟上内地との關係を密接ならしむ可きは必然の理にして、特立の幣制を樹立するは内地との爲替に相場の變動を生じ貿易上の不利大なる可く、又内地資本家の投資を阻害するを以て政府は深慮熟議の末金貨を以て計算の基礎とし實際には銀貨を通用せしめ、時機を待つて内地と同一の制度を施行するの方針を決定せり、而して一圓銀貨を其儘にて臺灣に使用せしむるときは長期間引換の義務を免れ得ざる不便あるを以て、之を遠くが爲め臺灣の流通に供する圓銀には極印を施し、以て引換未済の圓銀を區別することせり、而して同年十月勅令第三七四號を以て、臺灣に於ては當分の

内政府の権印を施せる壹圓銀貨幣を時價を以て公納及政府の支拂に用ふるを得、但政府の支拂は合意に依るものとす、外國貨幣及私に権印を施したる貨幣は爾後公納に用ふるを得ず、但特に外國貨幣を以て公納に用ふることを規定しあるものは此限にあらざる規定し、権印付銀貨の金貨に對する時價は香港相場によるものとせり、斯くて政府は内地に於て引上げたる圓銀に権印を施し之を臺灣に運送せしが、その支拂には受取人の合意を要し且政府に對する債權者にあらざれば之を受取るに無かりしかば充分に普及せしむる能はざりしを以て、三十一年一月政府は兌換券を金庫に差出し権印付銀貨を請求する者あるときは在合せ高を限り時價を以て其請求に應ずべき旨を金庫に命じ、翌年四月一日以降一圓銀貨の通用禁止せらるべかりしも、多額の一圓銀貨を貯蔵せる臺灣島民にとりては権印付圓銀のみにては公納に差支を生ずるを以て、同日以後適當分一圓銀貨の公納を許可せり、

斯く権印付圓銀及兌換券はその流通範圍は狹隘なりしにより政府は更に當分の内幣係圓銀の公納を許せしが、引換期限満了後に於て其流通を禁止せば忽ち貨幣の缺乏を來すべきの虞ありしを以て、政府は同年二月七日臺灣制度調査會を組織し幣制に關して調査する所あり、其決議を貨幣會議に諮ひ審議を経て閣議に提出し、其結果左の如く決定せられたり、

- 一、當分の内幣係壹圓銀貨の無制限通用を許すこと、
 - 二、前項の銀貨と金貨との比價は時價により公定す、但時價は倫敦、香港、上海、臺灣に於ける毎四ヶ月の平均相場に依り毎四ヶ月之を定む、
 - 三、臺灣其他の外國銀貨及私に権印したる圓貨は國庫に於て收入せず、
 - 四、無償壹圓銀貨幣の無制限通用は其引換期限の盡ると同時に施行す、
 - 五、政府権印付壹圓銀貨幣は無償壹圓銀貨幣の無制限通用を施行せる後は政府より之を支出せず、強政府の收入には時價を以て之を領收す、
- 右閣議の決定に基き臺灣總督は三十一年七月律令第十九號を以て「臺灣に於て壹圓銀貨幣は時價を以て其額に制限なく通用するとを得、但し時價は臺灣總督の告示する所に依る」と規定して圓銀の無制限通用を認め法貨の決定を見たりしが、其計算は金貨に對する時價に依り時價は總督府に於て之を告示するとせり、翌三十二年三月臺灣銀行法を改正し當初の計畫たりし金貨兌換券に代ふるに銀券を以てせり、されば臺灣銀行券と金貨の交換相場は圓銀公定相場との變動と共に動搖するとなれり、同年九月臺灣銀行の閉業以降同兌換券の發行流通額の増加するに従ひ日本銀行兌換券は漸次その勢を絶つに逼り、金貨は計算の基礎なりし島内一般には銀貨及銀券を使用せり、然れども

同島の經濟財政状態は遂に斯る金計算銀使用の弊に堪へず、純然たる金本位制を確立して四銀行の停止を要望して止まざるに至れり、乃ち先づ四銀行公定相場變動の弊害を叙し、進んで金本位制を実施するに至りし徑路を略述せむ。

三 四銀行公定相場の變動及其影響

四銀行公定相場は銀塊相場及爲替相場に基くものなれば、銀價の變動常なきに於ては公定相場もまた屬改正せられざるを得ず、爲めに四銀行受授者の不便煩累名状すべからざるのみならず、銀相場の變動と四銀行公定相場の改定とを一致せしむる能はざる當然の結果として、(一)投機の獎勵、(二)急激なる物價の變動、(三)債權債務關係の紊亂取引の混淆、(四)納税者負擔の増減、(五)國庫又は出納官吏の手續を煩雜ならしむると等の弊害を生じ、爲めに臺灣銀行の蒙りし損失少なからざりき。

事情斯の如くなるを以て臺灣銀行は幣制改革の必要を政府に具申し、當局者亦臺灣と内地との經濟的關係及同島の貿易其他財政事情等に鑑み金本位制を確立するの要あるを認め、殊に日露の關係漸く切迫するに及び、益其必要を感じしめ、茲に革新の好機を窺せり。

四 四銀行通用停止、金兌換券の發行

日露戰役以前にありては臺灣島民の愛銀思想は強くして臺灣銀行發行の兌換券

の流通いまだ替ねからず、銀貨は毎年百五十萬圓乃至二百萬圓の需要ありて臺灣銀行は銀貨の供給及兌換準備に充つるが爲め年々巨額の銀塊を購入し來りしが、日露の關係益切迫するに及び滿韓地方に於ける銀の需要激増して銀價は益騰貴し、他方に於て土民は戰局の前途を憂ひ銀券の兌換を請求するもの日に多きを加へ、準備銀貨漸く缺乏を告げむとするや、臺灣銀行は大蔵省に上申して銀貨の拂下を請求せしが、政府に於ても時局の進行に伴ひ銀貨を要す可きを慮り之を拒みしかば、同行は少からず銀の困難を感じ、而して之を急募、紐育市場に求めむとせし、對外關係上時機不可なりとせしかば、同行は更に大蔵省に懇請する所あり、省議の結果特に許容せられ一時の急を救ふを得たり、然れども日露の風雲益急を告げ銀價次第に騰貴し銀券の兌換を請求するもの多く、爲めに臺灣銀行を危殆ならしむるも知るべからざるの狀勢なりしかば、同行は大蔵省に幣制改革斷行の要あるを述べ、乃ち政府之を認め三十七年六月律令第八號第九號の發布を見たり、是に依り臺灣銀行は金券を發行し從來發行の銀券は此金券を以て引換へ得るととし、又、四銀行の無制限通用を禁止し時價を以て公納にのみ使用するを得とせり、是に於て、四銀行は公納に使用し得るの外最早法貨たるの性質を失ふことなれり、而して時局も我軍滿韓地方に進軍し該地方に於て巨額の銀貨を要せしかば、臺灣の不用銀貨を滿韓に轉用するの便を得たり、斯く金券の發行を

見るに選りしも當初一時其流通圓滑を缺きしかば當局者は熱心之が普及に努め程なくして構想以上の好果を納むるを得たり。

五 銀券發行停止及圓銀の整理

以上述べしが如く圓銀の通用を禁じ金券を發行せしも、依然銀券の發行を認むるに於ては形式上不備の點を存するを以て、政府は銀券の新發行を禁じ其回收を計り三十九年二月法律第三號を以て臺灣銀行法第八條を改め、發行銀行券は金貨兌換券にのみ限れり。

耐して圓銀及銀券の處分に關しては圓銀通用の禁止後、偶ま世界の銀相場騰貴せしが爲め圓銀は滔々として流出し、四十年に於ては島内市場には殆んど銀貨の流通を見ざるに至れり。然るに同年十月以降銀價暴落するに及び圓銀及香港銀等の輸入を保し銀行券の流通額減少し再び幣制を紊亂するの虞ありしかば臺灣總督府は四十一年四月各廳に令して銀貨の輸入を抑制し、又茶商、糖商に對しては銀貨の受授を禁ぜしが是れ固より一時の應急策に過ぎずして、同年十月律令第十五號を以て銀貨の移入及輸入を制限し、同日律令第十六號を以て、圓銀貨の公納を廢止し、第十七號を以て政府は時價によりて、圓銀貨の引換を爲す可きとを定め、更に府令第六十五號により一圓銀貨の引換期限を定め四十二年四月三十日限とせり。

以上の律令は幣制改革の完結を與へしものにして、茲に同島の幣制は名實共に完全なる金貨本位制の確立を告ぐるに至れり。

第二 朝鮮

朝鮮に於ける幣制整理は既に完成を告げ内地と同一の制度を實施するに至りしが、數年以前にありては亂雜紛糾を極め名狀す可らざるものありき。

尙來韓國に於ては銀錢と稱する銅貨が唯一の貨幣として流通したりき。後銀貨を以て本位とせる貨幣條例の發布を見たりしが、實際銀貨の鑄造せられしと極めて少なく、政府は遂に白銅貨を鑄造して國貨收入を收め私人また之を鑄造し、邦人の密輸入をなすものあるに及びて白銅貨の價格暴落し銀錢もまた實價により流通し、通貨の價格一定せるもの無く物價の變動甚しくして商工業の發達、財政の確立得て望むべからざりき。

我國が保護國として韓國に臨むや幣制整理を以て島嶼の急務となし明治三十八年之が實行に着手し、光武五年の發布に係る金貨本位制の貨幣條例を實施するも、新貨を發行して舊貨の整理を開始し、同時に第一銀行券及日本貨幣を法貨と認め茲に貨幣統一の目的を達し得たり。舊貨の處分も亦日ならずして完結を告げんとす。頃日第一銀行により韓國貨幣整理報告書の公刊せらるゝあり、其要を摘録して整理の梗概を記

すことせり。

朝鮮傳來の幣制

朝鮮の貨幣は今を去る凡そ九百年前高麗成宗の朝(四曆紀元九九六年、日本長徳二年)鑄錢を用ひたるを以て嚆矢とす。然れども、錢貨の善く通用せられしは尙後世に屬し、當時は僅に酒餉の類に於てのみ受授せられ、一般交易には米布を使用せしが如し。

其後百餘年を経て肅宗の六年(四曆紀元一一〇一年、日本康和三年)銀一斤を以て銀瓶を造り、翌年海東通寶なる銅錢一萬五千貫を鑄造せり。而して銅錢は流通意の如くならずりしも、銀瓶は商賈の間に稍や廣く用ひられ、爾後百六七十年間流通せしも、漸次混和銅を増加し、品質粗惡となり、優劣によりて價格に差異を生ずるに至れり。銅錢は海東通寶の外尙數種あり、孰れも高麗朝鑄造のものなれども、其年代を詳にせず。

忠惠王の元年(四曆紀元一三三九年、日本延元四年)に至り、傳來の銀瓶は其單位過大なりしにより、漸に小銀瓶を造り、麻布との比價を定め、其使用を命ぜり。後二十餘年、忠惠王の時更に分割に便ならしむるため、銀標を造れり。後銀瓶漸次粗惡となり、民間に於て碎銀私鑄せられ、偽造盛行はるゝに至り、幣制改革の要ありしが、時恰も高麗朝滅亡の期に近き兵亂相繼ぎ、朝鮮朝の開祖王太祖政權を掌握するに至り、銅錢朝鮮通寶を鑄造して急に廢じたるも、其弊を救ふ能はず。太宗の元年(四曆紀元一四〇一年、日本應永八年)初

めて幣制を發行し、銀瓶の使用を禁じ、新たに幣制を定めたり。幣制は高麗朝の末葉元との交通繁く、忠烈王の時元帝より贈りし至元寶鈔、中統寶鈔に倣ひしものなり。

幣制は轉々流通するに従ひ、漸く損傷に堪へず、又銀貨の必要を感じ、世祖の九年(四曆紀元一四六四年、日本寬正五年)新幣を鑄造し、新幣一箇を以て舊幣三枚に相當すと定めたり。舊幣は一物有事の際直ちに新銀に充つるの目的を以て鑄造せしものなり。新貨は其後久しからずして流通せざるに至りしが、爾來戰亂相繼ぎ、民力盡すの餘裕なく、幣制制度は殆ど二百年間持續せられたり。農民は此時代に於ても未だ錢貨を使用するに至らず、なほ米布に依りて交易し、貨幣は主として商賈の間に用ひられたるに過ぎざりき。

宣祖の時日本軍侵入(四曆紀元一五九二年、日本文祿元年)の結果は、幣制の信用を失墜せしめ、古來殘留の銅錢と明軍の散布せし碎銀を以て僅に其缺を補ふに至り、再び鑄錢の議起りしも、備未だ熟せず。倭人軍撤退後三十年を経て、仁祖の時漸く實行するに至れり。

仁祖の十一年(四曆紀元一六三三年、日本寬永十年)正圓方孔錢文に常平通寶とある銅錢を鑄造し、再び硬貨制度を定めたり。鑄錢と稱せらるゝもの即ち是なり。然れども、該貨はなほ米布に代るに至らず、當時商業の最も盛なりし開城の外未だ善く流通せざりし

が二十年を経て孝宗王の時に至り布の使用を禁じ大に川銭を奨励せり。然るに唐銭の輸入或は私鑄を許可せしより品質粗悪となり、同帝の七年一時川銭の令を撤廢せしもありしかば、十年にして再び鑄銭の議あり、遂に鑄貨は全國に普及するに至れり。爾後二百年の間大統君の改革に至る迄、唯一の通貨として存続せり。一枚を一文と稱し、百文を兩と爲し、十兩を貫と定めたり。仁祖の初初めて常平通寶を鑄造せし以降、鑄銭の舉あり、大小輕重ありて實質亦同じからざりしも、仁祖の制に則り表面に常平通寶の文字を刻し、裏面に鑄造所及年月の異なるに従つて種々の符號を印し、其出所を明にせり。其種類數千に及ぶと云ふ。

葉錢通用の二百年間或は私鑄を禁じて品質の純良を期し、或は國境の貿易市に令して貨幣の使用を禁止し、銅錢の國外流出を粗惡なる銅錢の流入を防ぐ等、造幣に意を用ひたるの時代なきに非りしも、造幣の統一を缺きたるは其形式簡單なるは地金の貴からざりしとは私利を講じ易からしめ、且屢改鑄を行ひしかば、仁祖の制二匁五分の重量は廟宗に至る迄之を持續せしも、其後漸次減少し、改鑄ある毎に種類を増加し、品質又粗惡となり、英宗の時には二匁となり、正宗以後更に減じて一匁二分となり、至れり。

大皇帝の三年、西曆紀元一八六六年、日本慶應二年に至り攝政大院君景福宮造幣の大

土木を起し、國庫給せず、新たに當百錢を鑄造し、以て其用を便せり。一時京城附近に行はれたるも、實價之に作はず、景福宮造幣成後之を廢せり。翌年支那小錢を輸入し、葉錢と共に通用せしめしが、大院君の權勢衰ふるに至り、其通用停止せられたる、同帝の十九年、西曆紀元一八八二年、日本明治十五年、銀標を造り、翌年又當五錢を造れり。銀標は翌年其鑄造を停止せられ、當五錢は實價之に作はず、其大さ舊錢の大なるものと略は同じかりしかば、遂には舊錢と混用せらるゝに至り、且政令地府に及ばず、爲めに京城附近に於ける五兩も地方に於ては一兩に通用するに過ぎざるの奇觀を呈せり。その後同帝の二十年初めて典圖局を設け、主として當五錢を鑄造せしが、同帝の二十八年、西曆紀元一八九一年、日本明治二十四年、我幣制に依ひ、壹圓銀貨及十文五文の銅貨幣を鑄造するに至れり。壹圓は日本圓銀に等しく十文及五文は一錢及五厘に等しかりしが、未だ一般に普及するに至らずして、日清戰役となり、戰役中我國指導の下に再び貨幣制度確立の議あり、同帝の三十一年、明治二十七年八月、新式貨幣發行章程を發布し、茲に初めて成文の新式貨幣制度を見るに至れり。以上韓國古代より近世に至る幣制の沿革とす。

二 新式貨幣條例の發布

同國五百年即ち明治二十七年八月、我幣制に則り新式貨幣發行章程を發布するに至りしと前述のごとし、同條例により發行せられたる新貨幣は五兩銀貨、我舊圓銀に等し。

一兩銀貨我二十錢銀貨に等し、三錢五分白銅貨我五錢白銅貨に等し、五分赤銅貨我一分赤銅貨に等し、二分黃銅貨我二厘錢に等し、五厘銀貨を以て本位貨幣と定めたり、而して舊貨との比例を定め、黃銅一分は舊錢一枚、赤銅五分は舊錢五枚、白銅二錢五分は舊錢二十五枚、銀一兩は舊錢一百枚、銀五兩は舊錢五百枚に當るをせり、然るに五兩銀貨の最初製造せられたるの僅に一萬九千餘圓に過ぎず、鑄造利益の多き白銅貨のみ濫發せられたるに過ぎず、如き弊害を隨うに至り、貿易通貨として我國銀の流通日に多きを加へたり、光武元年明治三十年露國のアレキシーフ氏財務顧問となるに及び當時貿易通貨として殆んど本位貨幣たるの實を有せし日本圓銀の流通を阻害せんとし、獻策する所あり、政府亦之に動かされ、我國銀の流通を禁止し、光武五年即ち明治三十四年二月十二日勅令第四號を以て新たに最新式貨幣發行章程を發布して、従来の銀貨本位制を改め、茲に金貨本位制の國となれり、今同條例によれば、

金貨幣は二十圓、十圓、五圓の三種、銀貨幣は十圓、五圓の二種、白銅貨幣は五錢、赤銅貨幣は一錢の各一種とせり、金貨幣は其額に制限なく、法貨として、銀貨幣は十圓、白銅及赤銅貨幣は一圓を限り、法貨たる可しとせり、本條例は我金貨制度の改革に依りて制定せられたるものにして、純金片二分を以て圓とす、我國に相當し、錢も亦我國に當る、然れども此改革は有名無實にして、法令の發布あるも、新貨の製造なく、僅少なる中國銀貨及白銅

貨を製造せしも未だ發行するに至らずして、日露の戦役となれり、而して戦役中日貨田其財政顧問となり、貨幣整理に着手するや、本條例に十錢銀貨及半錢銀貨を加へ、且赤銅貨を青銅貨に改正して始めて實施せられたるに、幣制の確立を見るに至れり、以下項を更めて貨幣整理の細末を叙せむ。

三 幣制改革の方針及貨幣整理に關する重要諸法令

前段述べたる所により、朝鮮に於ける貨幣は近時二回の遷變を經たるを知る可し、開國五百三年新式貨幣章程を發布して、銀本位制を取り、光武五年即ち我明治三十四年に至り、我國の幣制に則り、金本位制に改めたり、然れども、此等の改革は全然有名無實にして、貨幣の製造を以て一種の營利事業視し、本位貨幣を製造せず、白銅貨のみを濫發せり、かつ特許料を徴して私鑄を許し、偽造貨また盛に流通するに及び、ケレシヤム氏の法則に洩れず、白銅貨は次第に韓錢を西北韓地方より東南地方に驅逐し、韓錢流通地域と白銅貨流通區域との間に列然たる區別を生ずるに至れり、斯くて朝鮮の通貨は實質上本位を有せず、韓錢及白銅貨の二種専ら流通せしが、韓錢は運搬不便にして、其價格は需供給の關係により多少の動搖を有し、各地方其相場を異にせしが、固き其實價を標準とせしものなれば、未だ必しも惡貨と稱するを得ず、其種類多にして、重量大なるが故に取引上不便なるに過ぎざりとも、白銅貨に至りては、實價と額面價との差違甚しく、政府に其

總道利便の人なるを見るや盛に之を濫發せしむるに忽にして格價の暴落を來し且私娯
僞造する所に行はれ爲めに物價の變動甚しく然かも英人フリオンの管理せし關稅
は銀貨を以て收納し自銅貨を拒絶せしを以て貿易業者を苦めたるは言ふに及ばず自
銅貨の流通を禁止するにあらざれば國際の商業亦殆んど弊む能はざるに至り財政上
經濟上に及ぼす弊害測り知る可らざるものありき
本情如斯なりしを以て日復田氏財政顧問の任に就くや幣制改革を以て急務の急務
と爲り第一に之が實行に著手せり同顧問の計畫せし幣制整理の方針を舉ぐれば左の
如し

韓國貨幣制度整理案

第一 貨幣制度整理の要點

- 一、韓國に本位貨幣なし物價の變動激甚にして尚工業の發達財政の確立得て望むべからざるを以て價格の標準を定むべし
- 二、自銅貨幣は製造組織にして私娯僞造し易く殊に數年來の濫造に加へて私娯僞造の行はるゝこと久しく殆んど其眞偽を分別し難きに至れり故に之に代へて適當の補助貨を發行すること又銅貨は其流通額多にして且つ粗惡貨の流通餘からず故に

之を引上げ適當の分量に收縮し其粗惡なる者は之を廢止すべし

第二 整理の方法

- 一、韓國の通商上及交通上最も近接するは日本國なり故に韓國貨幣本位は之を日本と同一になすと
- 二、韓國貨幣制度の成否に最も利害の關係を有するものは亦日本國なりとす故に韓國政府は日本政府若しくは日本政府の保證を以て資金を借入ると此二點より左の方針を以て最も適當なりとす
- 三、韓國貨幣の基礎及發行貨幣を全然日本と同一にする
- 四、韓國貨幣制度と同なる日本貨幣の流通を認むると
- 五、本位貨幣並に兌換券は日本のものを以てするを若しくは日本兌換券を準備して日本政府の監督及保證を以てする銀行券とする
- 六、補助貨幣は凡て韓國政府に於て發行する

第三 整理實行の順序

- 一、明治三十四年二月韓國光武五年(發布勅令第四號貨幣條例の實施を宣言すると、以て貨幣の基礎を法定する)
- 二、日本貨幣の流通を認め政府の收支に使用するとを得せしむ

三、貨幣條例中の舊銅貨一錢白銅貨銀貨二十錢五十錢の樣式を改定し之を公布す但し
白銅貨及銀貨の樣式は可成精密にし偽造製造を防止し得べきものたるを要す警察
制度の不備なるを經濟思想に缺乏する韓國民に對しては次に此點に注意せざるべ
からず白銅貨の如きは可成火け採取を施すこと得難なり十錢銀貨の發行を爲さ
ざるにより彼是紛はしき憂なく又新白銅貨にして一見餘程優等に見えざる限り
は之と相同形式なる舊白銅貨に對し二倍の交換力を保たしむること困難なるべ
ければなり。

四、舊白銅貨の通用期限並に引換期限を定め引換及引上をなすと赤銅貨及紫銅は一定
の期限後は其通用制限額を限定し其引上を爲すと。

第四 舊貨の引上及交換法

- 一、白銅貨
 - イ、可成火け短期日を以て其通用及引換期限を定む、
 - ロ、新貨幣との比價を定め漸次金庫に於て引換ふるものとす、
 - ハ、政府の收購及新貨交換には白銅貨の眞偽を檢定し不正貨を認むるものは其通
用を禁止するか又は之に切目を爲し若くは實價を以て買上るか所持人をして認
揮せしむ。

二、赤銅貨及紫銅

- イ、一旦政府に收購せしものは再び發行するをなく漸次に引上の方針を取ると、
- ロ、紫銅中其好にして流通を認め得べきものは檢定のし再び之を發行し小取引に
便せしむ。

之を要するに光武五年勅令第四號貨幣條例を實施して日本と同一の金貨本位制と
なし舊銀貨舊白銅貨及舊銅貨は全部還收して市場に其跡を絶たしめ紫銅は大部分を
還收するも一部は之を存し準補助貨として小取引に便し以て韓國貨幣制度の基礎を
定めんとするものなり而して當時舊貨幣の價格は日本貨幣に對し何れも約半減し舊
白銅貨の如きは二錢五厘以下に下りたることありたるを以て其還收價格を定む
るに當り法定價格の半額とし舊銀十兩は新貨金一圓と定められたるは至當にして、
何人も之が爲に損害を蒙るとなく又異議を有するものあらざりしなり。

以上の計畫は韓國政府の採用する所となり、
貨幣條例實施に關する件(光武九年一月勅令第二號)

形體最目同一なる貨幣の無碍通用件(光武九年一月勅令第三號)

新貨幣訂期交換に關する件(光武九年一月勅令第四號)
の三勅令を發布せりこの三勅令は貨幣整理の根本法にして是に依り光武五年の貨幣

條例は光武九年六月一日より實施せらるゝこととなり、日本通貨も亦韓國内に於て法貨として通用するに至り又舊貨幣の處分を定められたり、之と同時に度支部と第一銀行との間に貨幣整理に關する契約締結せられ、第一銀行券を以て公私の取引に無制限に通用せしむ可きを公認し、同年七月に至りて彌々舊貨の引上、新貨の發行を實施せり、而して當時韓國の内地文化未だ進まず人智なほ幼稚なりしを以て、當局者は銳意之が周知に努め種々の諭達訓令を發して一面人民に貨幣に關する思想を注入し、一面地方官に對して實施の方法に付き示達せり、貨幣條例實施に關する件、光武九年四月訓令、舊貨交換に關する件、光武九年五月訓令、新貨幣條例實施と舊白銅貨還收に關する件、光武九年六月訓令等是なり、而して整理事務執行の機關として韓國政府は第一銀行をして之に當らしむることとし、貨幣整理に關する契約及貨幣整理資金借入に關する契約を締結せり。

此年三月日本政府は勅令第七十三號を以て第一銀行の韓國に於ける業務に付き規定を設け、同時に外務大臣閣下より命令を發せり、第一銀行は之に基き諸般の準備を講へ六月五日を以て韓國各支金庫に對し貨幣整理事務處理の件を定め之を通告せり。

四 舊貨の整理及新貨の發行
イ 舊白銅貨の整理

韓國舊貨幣中其引揚の最も必要なりしは舊白銅貨なり、其實價は表面價格に比して甚だ少く年々價格の低落を來し且つ當時韓國通貨の過半を占めしかば、之が整理の遲延は經濟上重大の關係を有せしを以て先づ第一に之が整理に着手せり、而して主として交換により還收するの計畫を立てしが、此外納税及買收により還收せしもの少からず。

光武九年六月度支部令第一號を以て舊白銅貨交換に關する件を發布し、同第二號を以て處理の順序を規定せり、此二箇の部分に依り交換の標準、手續等悉く明定せられたるが、なほ第一銀行は貨幣交換に關する諸規則説明を公にし、交換取扱者の便宜及交換請求者の參考に供し著々交換の歩を進めたり。

陸曆二年十一月三十日以後舊白銅貨の通用を禁止し、其後六箇月間は尙公納に用ひ得るものとせしが還收意の如くならず、更に陸曆三年十二月末日迄公納に使用し得可き旨を定め、同時に財務監督局長、農工銀行、第一銀行等に對し全力を盡して還收に勉むべきを通知し、或は舊白銅貨交換組合を組織せしめ或は人を派し或は市目を選みて買收に意を用ひ、斯くて舊白銅貨は大部還收を了るを得たり。

ロ 朝鮮其他の舊貨の整理

朝鮮流通地方の民は朝鮮を以て唯一の通貨となし、舊白銅貨の濫發に際して其使

川を拒み遂に葉錢地方と自銅貨地方と相分るゝに至りしが、葉錢を賣ぶの念頗る強かりしを以て之が整理は決して容易ならざりしなり。葉錢は舊自銅貨と異なり實價を標準として流通するものなるを以て、政府は自銅貨の整理を先にし新貨に對する觀念の開發を努め四圍の事情葉錢の運收に便なるを待ち徐々に著手するを以て、整理著手の初年に於ては唯國庫收納に依り自然に運收するをせり。光武十年四月舊自銅貨の整理格や其緒に就くに及び、政府財政顧問は第一銀行と協議し葉錢整理の方針を決定せり。其要領とする所は先づ葉錢の準補助貨なるを一般に知らしめ其相場を可成一定せしめ、新貨及銀行券が合法貨幣にして最も信用す可きものなるを周知せしめたる後漸次葉錢の引上り著手するを以て、國庫收納及買上の二方法に依り引上をなせり。

葉錢整理は一時の騰貴により葉錢の時價を高からしめ、其地金としての輸出は葉錢の減少を來せしにより整理上至大の便宜を得たり。隆熙元年に至り商民格や新貨の使用に慣れたるを米穀買出期の過ぐるを共に葉錢相場は下落に傾きしを以て、同年四月財政顧問は各支金庫に命じ葉錢一箇二厘の相場にて買收を行はしめしが、旬日ならずして海外輸出により相場騰貴し買上は實際中止の姿となれり。

葉錢は整理著手以後此時に至る迄運收額甚だ少なく、國庫收納による運收は充分の効果を奏するを得ざりき。蓋し葉錢地方に於ては人民煩迷にして新貨を喜ばず新貨は

可成之を納税其他の公納に使用したるを、新貨の全く流通せざる地方にありては郡守が葉錢を以て受入れたる納税を金庫に納付するに當り、葉錢の時價と法定價格の差を利せむが爲め新貨と交換して納付するもの多かりしと、及世界の銅相場の騰貴は葉錢の輸出を促して需要供給の關係上葉錢相場日々騰貴し、葉錢を以て國庫金を納むるも益々減少せしによるものす。元來葉錢の運收價格は光武九年勅令第一號により一枚一厘の通用價格とせられたるが、日露戰役中軍隊の使用と戦後銅の騰貴とにより葉錢相場高き運收不可能なりしを以て、同年十月一枚一厘五毫の割合を以て國庫に受納し新貨幣と交換す可きを規定せり。然るに其後銅相場の騰貴に伴ひ再び運收價格と時價との間に大差を見るに至りしを以て買上の方針を取り、隆熙元年二月には十八割五分に、同年四月には更に之を二厘に高めし。葉錢の騰貴なほ止まず、其ときは二十七割に達し買收容易に行はれず、此年十月に至り銅價漸く下落し葉錢の輸出中絶し相場次第に下落の傾向を示せし。細民の間に於て葉錢の減少を以て國寶を失ふものとなし、相傳へて葉錢貯藏の傾向を生ぜしかば運收意の如くならず、是を以て葉錢を準補助貨として一枚二厘の公定價格を以て永く通用す可きものなるを認め、同時に一圓を限りて法貨とし其價格の一定を計りたる上運收に著手するを便とするを認め、隆熙二年六月勅令第四十一號を以て葉錢通用價格に關する件を發布して之を規定せり。而して此

勅令の發布と共に度支部大臣より當該官吏に訓令し人民に訓諭せしむることとせり。以上の計畫は漸く效を奏し新貨は漸次流通するに至り、葉儲貯蔵の阻止のみ銅貨の下落に伴ひ葉儲相場も亦公定價格に近づきしを以て、買収又は國庫收納に依り還收せらるゝもの漸次増加し多額の還收をなすを得たり。

舊銀貨及舊銅貨に關しては共に光武九年一月勅令第四號により二元に對し新貨一圓の割合を以て政府の便宜により還收せらるゝものなるも、銀貨は鑄造高の少かりしと舊自銅貨の濫發の際市場より驅逐せられ殘存するもの甚だ少かりしにより、交換又は國庫收納により市場より還收したるもの極めて僅少にして、宮内府保管のものを交換せしに過ぎず、舊銅貨も亦鑄造額多からず、隨て還收高も至て少額なりとす。

ハ 新貨幣の發行及流通

新貨幣制度は光武五年二月勅令第四號により發布せられたる貨幣條例が實施期限を定められざりしにより幣制整理に際し之を實施するところし、光武九年一月勅令を以て其期限を定め六月一日より施行するところとせしは既に述べしが如し、爾後少しく修正増補する所あり現時に於ては二錢銅貨を除くの外全然我國の制度と同一となれり。

新貨の鑄造は我大限造幣局に於て行ふこととなりたるが、金貨は銀行券の流通するありて急速に鑄造するの要無かりしも、貿易其他の關係上漸次其必要を生じ光武十年十

月初めて十萬圓を鑄造し爾來必要に應じて漸次に鑄造せり、補助貨は整理着手と同時に必要なりしを以て光武九年五月より鑄造を開始せり、而して金貨は殆んど其全部を銀行券發行の正貨準備として銀行に保管し市場に流通するものなかりしが、補助貨は流通の圓滑を期し漸次之が發行をなし新貨の使用に慣れしむるに努めたり、然るに舊自銅貨の還收甚だ速なりしを以て廣く新貨の流通を計り、新貨の無利子貸出は特に其效果著しかりしにより、歷元第一銀行をして漢朝農工銀行外十行に對し貸附を爲す可きを命じ、後更に擴張せらるゝに至り新貨の流通を助成すること少からざりき、而して市場に補助貨過多なる場合に之を貨幣整理部に還收するの途を開き補助貨交換手續を定め其流通を調節するところとせり、爾來新貨の流通年と共に多きを加へ到る所新貨を授受せざるなきに至り整理の完成を見るを得たり。

第三 南滿洲

南滿洲に於ける通貨を詳にせんことを欲せば勢ひ清國の貨幣事情を説かざるを得ず、然れども是れ本論の目的にあらざるを以て爰には唯現今南滿洲に於ける通貨の概況を示すに止めん、由來清國には一定の貨幣制度存せず、内外各種の貨幣流通し各貨間相場の高低常なく時と所により價格を同らせず、其亂雜名狀す可らざるなり、清國の幣制統一は條約により強要せらるゝ所なるも是れ至難の業にして一朝一夕の能くする所に

あるは世人往々滿洲幣制の統一を説くも清國主權の下に立ち支那住民の多數を包含せる地方に於て容易に其實を擧ぐる能はざるや多言を須たざる可し。

南滿洲に於ける通貨を類別すれば清國貨及外國貨となすを得可く、清國貨には銀兩、銀元、銅元、銅錢、錢票、其他官銀、官札、大清銀行發行の小紙幣等あり、外國貨としては日本貨、日本銀行兌換券、正金銀行券、第四野券、香港券、露國貨等あり。

銀兩は又銀錠と云ひ俗に馬蹄銀と稱するものにしてその大小鑄造所により種々の名稱を有す、大取引に使用せらるゝものなりと雖も畢竟一種の銀塊に外ならず、現今に於ては單に蓄積用に供せらるゝの銀あり、銀元及銅元は清國の新式貨幣にして其形狀略我國の銀銅貨に似たり、特産物輸出期に於てその價格著しく騰貴するを常とす、銅錢は其形狀一文錢に類似し品質粗惡にして私鑄行はる、清人日常の小賣取引に使用せらるゝ所なり、錢票は又錢帖とも云ひ錢莊の發行に係り一種の一覽拂約束手形に外ならず、錢票の金額は凡て銅錢を以て定められ、その流通區域は發行者所在の都市並に附近部落を限とす、官銀號札、大清銀行發行の小紙幣等の流通亦少なからず、幣日に於ては内地特有の通貨銀制度ありて主要貿易品の取引は概れ之に依る、通貨銀とは銀量により一種の銀行作用を繁むものにして、通貨上の振替により依債債務を相殺する方法にして一年を四期に分ち決算するの制なり、近年銀量漸次放縱に流れ決算期に至るも其

實なく、約八割は額面上に於て新造銀に切り替へらるゝの狀にして、信用濫用の結果、同地經濟上の發達を阻害するの現狀を來すに至れり。

外國貨は滿洲にありては南滿地方に比し其種類數額共に少なし、日本貨、日本銀行兌換券、正金銀行券の流通最も多く、滿洲全土に行はる、正金銀行大連支店の發行券は我國銀を以て兌換するものにして、明治三十五年七月以降同行牛莊支店に於て發行したれど、其流通額多からざりしが、日露戰役に際し一億四千餘萬圓の軍票發行せられ之を回收するの必要を生じため、正金銀行をして銀行券を發行せしめ、軍票を回收すると同時に其地位を繼承せしめんとし、三十九年九月には正金銀行券に關する勅令の發布ありて、專ら銀行券を發行流通せしむるとし、また發行店を大連支店に變更せり、然るに軍票は著々回收せられしも、戰時滿洲に散布せられたる資金は漸次減少し、銀券の發行高は豫期の如くならざりしのみならず、四十年に入り銀塊相場暴落を告げ従て正金銀行券の金に對する比價も騰貴するに至りしかば、滿洲在留邦人は官民共に不慣少からず、金庫出納官吏等も煩累に堪へざりしを以て之が救済策として、四十年四月關東都督府收支の標準は金によるものとせられ、翌五月には滿洲在留軍人軍屬の俸給は金券を以て交付するとし、同年十月南滿洲鐵道會社は運賃其他の料金を金券に改定するに至り、關東州に於て金本位制行はるゝことなれり、斯くて日本銀行兌換券の需要は

加はり爾來流通額大に増加せり。又正金銀行をして金を以てする預金及爲替をり取扱はしむるの必要を認め四十二年十二月より之を實行せしめ、兌換券供給の手段として滿洲に於ける金庫の出納には兌換券を原則とし必要に應じて内地より運送し、民間の取引は兌換券又は銀券執れども自由選擇に依らしめ以て滿洲に金銀複本位制を布くとせり。惟ふに正金銀行に於ける銀制の保留は極めて必要の事にして大豆其他の貿易上重要な爲替機關たると共に、金制度の新設は在留邦人の爲め最も緊要なる措置たるを失はず。

日本貨の流通は五十錢以下の補助銀貨のみにして金貨、白銅貨、及銅貨は之を見らるゝなし。日本圓銀は漸次引上げられ市場に流通せず、軍票も亦大部回收せられ残存額極めて少額にして且、圓以下の小票なり。

今滿洲諸地方に於ける日本貨兌換券、正金銀行券の流通高を通覽するに大連及旅順に於ては通貨の大部を占め、清國小銀貨は大連に於て一割、旅順に於て一割五分を出でざる可し。然れども遼陽、奉天、長春、鐵嶺、安東縣等に於ける流通額は遠く支那小銀貨、小紙幣に及ばず。然りに於ては殊に補助兌換券の流通少なく、正金銀行券は近年漸く増加し來りたるも、同地の主要通貨は依然過境銀にして清國小銀貨は唯一の硬貨たり。

次に兌換券及補助兌換券、正金銀行券との流通高を比するに、安東縣に於ては前者は遠

かに多く、又第一銀行券も流通す。旅順に於ては前者は後者に倍し、大連に於て兩者相半ばす。然れども、爾餘の各地に於ては銀行券の流通遙かに多額なるを見る。更に兌換券及正金銀行券に對する支那小銀貨の相場を示せば、大連兌換券百圓に對し小銀貨百三十圓、銀行券百圓に對し小銀貨百十圓、銀行券百圓に對し兌換券八十五圓内外を上下するを適當とするが如し。

關四野亦及香港亦に貿易中心として流通し、遼河解水後船舶の出入頻繁なるに従ひ此等貨幣は關四野銀は流通高を増加するの傾向あり。雖も、在留外人の使用するに止まり流通區域極めて狭し、其價格の變動は銀元と全く相反して、關河中は高價を保ち、解水後低落するを常とす。露國貨は僅に長春地方に残存し、清人の投票取引に供せらるゝあるのみ。

附錄終

明治四十五年三月三十日印刷
明治四十五年四月十日發行

最近經濟問題第七卷

國民地租論

著作者

岡樂三

發行人

隆文館

右代表者

草村松雄

印刷者

中村政雄

印刷所

報文社



發行所

隆文館

東京市京橋區南橋町一丁目二番地

振替貯金口座 東京八五三番
電話新橋二七八〇、二七八一、二七八二

最近經濟問題叢書

第十卷 既刊書目

| | | |
|-----|----------|-----------------------------|
| 卷一 | 關稅問題 | 慶應義塾大學 教授法學博士 堀江歸一先生著 |
| 卷二 | 工場法及勞働保險 | 法政大學 教授法學博士 桑田熊藏先生著 |
| 卷三 | 稅制整理論 | 早稻田大學 教授法學博士 田中穂積先生著 |
| 卷四 | 豫算制度論 | 會社検査院 會計士 藤重義先生著 |
| 卷五 | 勞働者保護法論 | 東京高等商業 教授法學博士 關一先生著 |
| 卷六 | 電氣鐵道經營論 | 慶應義塾專攻 經濟學 坪井鹿次郎先生著 |
| 卷七 | 殖民と經濟 | 慶應義塾 大學教授 堀切善兵衛先生著 |
| 卷八 | 燐寸及砂糖論 | 東京帝國大學 教授法學博士 河津進先生著 |
| 卷九 | 財政概論 | 京都帝國大學 教授法學博士 神戶正雄先生著 |
| 卷十 | 婦人問題(絶版) | 京都帝國大學 助教授法學士 河田嗣郎先生著 |
| 卷十一 | 國立保險論 | 東京帝國大學 教授法學博士 栗津清亮先生著 |
| 卷十二 | 企業の聯合及合同 | 慶應義塾大學 教授法學博士 氣賀勘重先生著 |

330
4



330
330-4

041123-000-6

330-4

殖民地銀行論

岡 樂三/著

M45.4

BDF-0282



